

人 口 増 加 強 爲 興 亞 の 基

人 口 問 題 研 究

第 四 卷 第 四 號

昭 和 八 年 四 月 刊 行

調査研究

モンベルトの福祉説について(承前・完).....本多龍雄(一)
出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

—千葉縣下に於ける調査—.....横田年(一五)

彙報

健康保険保険醫等の療養擔當規程に關する厚生省告示—家計調査施行規則中改正の件公布—家計調査施行心得中改正の件公布—厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒—厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒—厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定—厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭の子女育英費補給要綱の決定並に通牒—農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定—農林省の農林水產業調查規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表(承前)

文獻

邦文人口問題關係文獻(三五)

厚 生 省 研 究 所
人 口 民 族 部

人口問題研究

第四卷 第四號

調査研究

モンベルトの福祉説について

(承前・完)

本多龍雄

六、福祉の増進と妊娠率の低下 (2)

—全國及びブロイセンに對する地域的並に歴史的觀察—

- 六、福祉の増進と妊娠率の低下 (2)
—全國及びブロイセンに對する地域的並に歴史的觀察—
七、福祉の増進と妊娠率の低下 (3)
—例外的事例に對する統計的闡明—

八、結語

以上、福祉の増進に伴ふ妊娠率低下の事實を専ら大都市を對象として検證したモンベルトは、同様の觀察を更に廣く全國民を對象として試みる。

といふのは、福祉の増進に伴ふ妊娠率の低下は、單に特殊な、乃至は地方的な、一都會的現象ではなく、身分階級の上下、職業的分野の如何を問はず、一様に、全國民的事實として確認せらるべき近代的現象であるといふ點にこそ所謂「福祉説」的主張の力點は存在するからである。

乍併、かかる理論的要請を統計的事實を以つて検證するには種々の技術的困難がつき經ふ。例へば所得階級別の觀察には地域的な、特に都市と農村との間の貨幣價値の差異を無視し難いし、その上獨逸の所得稅統計は、その一番完全なブロイセンについてさへも、十分既往へ遡つての歴史的觀察を行へないといふ特別の事情もある。

がモンベルトは所謂「福祉説」的主張の眞意を更に一段と反省吟味すること

内容目次

- 一、緒言
- 二、十九世紀中葉に於ける出産減退の分析
- 三、十九世紀末葉に於ける出産減退の特質
- 四、福祉説に關する諸家の援證
- 五、福祉の増進と妊娠率の低下 (1)
—獨逸諸大都市に對する統計的檢證—
- 〔以上前號〕

モンベルトの福祉説について(承前・完)

とによつて、所得階級別観察などよりも更に該切な「福祉」判定の標識を取

り上げる。モンベルトによると、福祉の増進に伴ふ妊娠率の低下とは、婚姻事情の悪化に伴ふ出産減退の場合のやうな、直接的、或は専ら機械的な関係ではない。それは諸般の社會的關係を媒介とした妊娠力そのものの變化に關する問題であるが、さりとてスペンサーの名によつて代表せられる一部論者の主張の如く、人類の進化・文明の進歩に伴ふ性的衝動そのものの減衰を問題とするものでもない。そういう主張は、假令それ自身として

は正當な理論であるとしても、極めて長大な時間に亘る生活文化の顯著な變遷についてのみ語り得る事柄で、當面の問題には關係がない。妊娠力そのものの變化とは、寧ろかかる性的衝動とは區別せられた増殖衝動の變化として考ふべきもので、而かも福祉の増進、文化の向上が之に與へる影響は専ら心理的な過程を媒介とした、間接的、或は有意的な作用でなければならぬ。蓋し貧困と窮乏の支配下、教養と文化の缺けてゐるところでは、人はたゞ手から口への生活を營んでゐるに過ぎないが、經濟的竝に社會的諸關係の改善向上と共に、人々は經濟的に物事を考へ、自ら將來のことと配慮しはじめる。それに人間的欲望の擴大も生活必需の程度を遙かに超えてくる。そういう心的性向の増進こそ將來の經濟的配慮や自己本位の便宜の爲の克己熟慮の精神となり、家庭員數の過大となることを抑制しようとする努力となつてくる。いひかへれば、福祉の増進はかかる心的性向の作用として妊娠率の低下を結果するのである。従つて、所得の大小よりも寧ろ所得中に於ける生活必需額超過分の有無如何を物語り、現在の所得の多寡よりも寧ろ將來への經濟的配慮の程度如何を示すものといつてよい。貯蓄行爲こそ「福祉」判定のより適切な標識と考へられるわけで、そういう理由の下にモンベルトは全國的にも完備された貯蓄金庫統計の利用を試みる

たゞ貯蓄金庫には一般個人の外にも法人團體からの特に比較的高額な預金があるために、その預金額は之を利用し難い。そこでモンベルトは専ら預金通帳の總數を取り、その該當地域住民數に對する割合を求めて當該地域に於ける「福祉」普及度の指標となし、之を問題の妊娠率と相關對照せしめる。そしてこゝにも亦福祉説の主張を裏書きする同様の聯關係が存在することを統計的に實證しようとするのである。

第一には地域的な差別妊娠率をとつて之を當該地域の貯蓄普及度（即ち住民數に對する貯蓄金庫預金口數率）と對照することである。更に第二には、妊娠率の低下或は上昇の程度を右貯蓄普及度の増減と比較することである。第一の地域的觀察は獨逸全國七十八地方、及び全國の人口四萬以上並に十萬以上の都市群の三項に分けて行はれており、第二の歴史的觀察はプロイセン諸州、プロイセン三十四行政管區、及びプロイセンの人口四萬以上並に十萬以上の都市群の四項に亘つて試みられてゐるが、檢證結果は概ね大同小異のものもあるので、こゝにはその一二三を再掲例示するに止める。

が之らの觀察結果の物語るところを要約するならば、高妊娠率を示す地域は原則的に貯蓄普及度が低く、反之、貯蓄普及度の高いところは妊娠率が低いといふことであり、また之を歴史的傾向として觀察しても、妊娠率低下速度の著しいところは貯蓄普及度の上昇も亦顯著であり、反之、貯蓄普及度の緩慢なるところに於いては妊娠率低下の傾向も亦弱く、乃至は却つて上昇の跡をさへ示してゐることである。全體を通じて觀取せられるそのやうな原則的傾向は特に妊娠率の高下を大きく類別した集團的或は段階的な概括的集計結果に於いて一層正確に觀取せられるところであ

るが、併し個々の数字の對照に於いては右の原則的聯關係を逸脱する例外的事象も亦尠くない。併しそれらは、モンベルトによると、いづれも妊娠年齢人口の年齢構成に於ける地域的差異や婚姻年齢、婚姻率、婚姻持続期間等、婚姻事情に於ける地方的異動など、然るべき事由をもつ地方的な特殊事情から極めて明白に釋明せられるもので、右の如き原則的聯關係の存在を決して否定するものではないと考へられるのである。

先づ全國を七十八地方に分けて觀察せられた地域的分析の結果は次の如くである(参照傍記の數字は便宜のため別表より茲に抽出併記せるものである)。

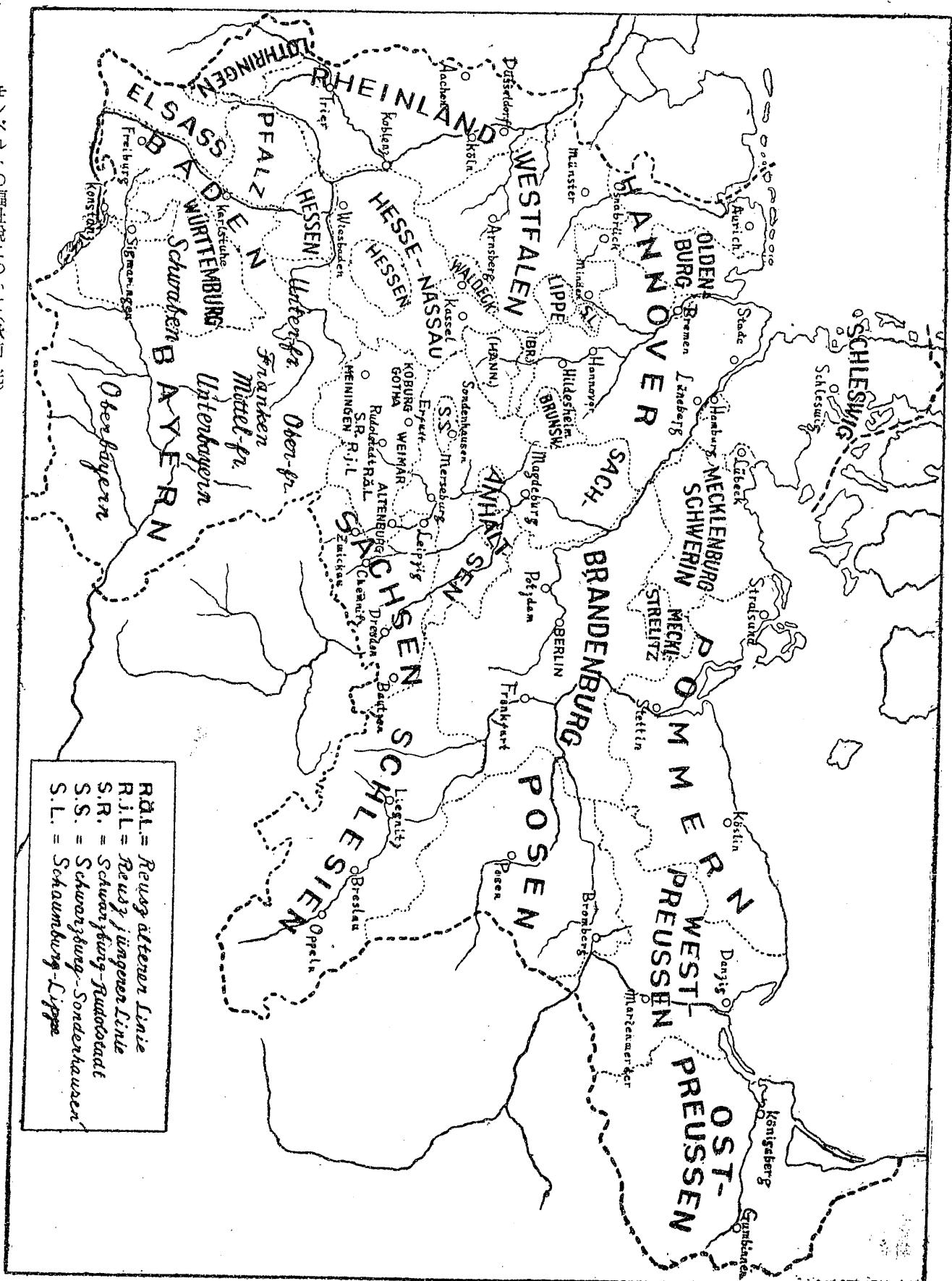
(イ) 全國七十八地方の有配偶女子妊娠率と

貯蓄金庫預金口數率

(七十八地方を姫孕率の下降順に配列)

右表中ミュンスター、アーヘン、アルンスベルグ、デュッセルドルフ等は貯蓄普及度の高いにも拘らず妊娠率も亦高いが、之らは主として西部のランゲン及ウェストファリア地方の工業地域で、その高妊娠率は青壯年人口の流入に伴ふ妊娠年齢人口の年齢構成その他の有利なる諸事情に負ふものである。又、右の諸地方とは反対に、貯蓄普及度の低いにも拘らずその妊娠率の高くない兩マクレンブルグ及びオーベルヘッセンは、貧困な農業地域として、當然に右と正反対の事情を想像せしめよう。

此種の地方的特殊事情に對する詳しい統計的釋明は之を次節に譲る。かかる例外的事象を釋明する代表的一事例としてモンベルトは、上表中ザクセンの諸地方がすべて一様に極めて高い貯蓄普及度を示し乍ら、その妊娠率が同程度の貯蓄普及度をもつ他の地方よりも高率を示してゐる事實を擧



R.A.L = Kreuz älterer Linie
 R.J.L = Kreuz jüngerer Linie
 S.R. = Schwarzburg-Rudolstadt
 S.S. = Schwarzburg-Sondershausen
 S.L. = Schaumburg-Lippe

げ、そしてザクセンの婚姻年齢が他の諸國よりも根本的に低いといふ事實に注意してゐる。即ち一九〇〇年の平均婚姻年齢を比較すると次の如くである。

	夫	妻
プロイセン	二九・一八	二六・一六
バイエルン	二九・一	二六・一
ザクセン	二六・三	一四・三
ヴュルテンベルグ	二九・一	二六・五

はず獨立の因子として觀察せられるといふことは、こゝでは單に方法論的懸念に對する釋明に過ぎないが、併し「福祉説」の立場にとつては極めて重大な意義をもつてゐる。いひかへれば「福祉」の増進を以つて妊娠率低下の主原因に取り上げる「福祉説」的結論を指し示してゐるわけである。要之、全國を對象として觀察せられた妊娠率の地域的差異は各地域の産業的構成の如何を問はず、専ら當該地域の貯蓄普及度、即ち「福祉」度の差異とのみ原則的な相關關係を示してゐることが結論せられるのである。

例外的事象の統計的釋明は後に譲り、全體を一貫して認められる貯蓄普及度と妊娠率との間の基本的な聯關係は、上掲表を更にその妊娠率の程度により段階的に概括集計することによつて左の如く一層明瞭に之を検出することができる。

妊娠力	該當地方數	妊娠率	預金口數率
最高(三六一%以上)	一一	三八六	一四・〇
高(三一一一三六〇%)	一三	三三三	二〇・六
中(一八一一三三〇%)	二一	二九七	二六・四
低(一五一一八〇%)	二三	二六二	三九・四
最低(一五〇%以下)	一一	二三〇	三三・一

第二の歴史的、觀察に移ると、右の産業的構成の地域的相異に對する方法論的懸念は一層杞憂するに足らぬものとならう。といふのは以下の觀察が問題とする約二十年間の一地方に於ける産業的構成の變化は各地方相互の差異に較べては殆んど論ずるに足らぬものと考へられるからである。

先づプロイセンの諸州別に概観的に試みられた史的觀察の結果は左の如くで、

(ロ) プロイセン諸州の一八八五—一九〇〇

年間に於ける有配偶女子妊娠率及び貯蓄金

庫預金口數率の増減

(妊娠率及び預金口數率算出の方法は前表と同じ)

州	有配偶女子妊娠率の増減 (+は増加 -は減少)	貯蓄金庫預金口數率の増減
ベルリン	(+) 六一	一三・三
ブランデンブルグ	(-) 五八	一八・九
ザクセン	(-) 四七	一三・三
ポンメルン	(-) 二九	一一・六
シュレスヴィッヒ	二九	九・九

ハンノーバー

ライシランド

オストプロイセン

ヘッセン・ナッサウ

シュレジエン

ウェストプロイセン

ボーゼン

ウェストファーレン

一〇・三

九・〇

五・四

一・九

一一・九

一〇・九

七・三

六・〇

六・二

一・九

一・三・二

一・四・二

一・二・二

一・八・五

三・九

四・〇

四・五

六・一

七・三

九・五

一・〇・八

一・六・一

一・三・三

一・五・九

二・九

三・三

三・三

二・〇

一・六・四

一・九・〇

三・〇

三・〇

二・〇

一・二・〇

一・〇・一

一・一・〇

一・一・〇

一・一・〇

一・一・〇

一・一・〇

一・一・〇

行政管區

ハノーバー

ベルリン

マグデブルク

メルセブルグ

ポツダム

フランクフルト

エルフルト

シュテッティン

ケルン

リーゲニッツ

ヒュレスヴァイツ

ヒルデスハイム

ウンヴァースバーデ

デュッセルドル

ミンデン

ウニペル

ラーデ

ケーニヒスベル

ブレスラウ

ケレス

グムビンゲン

アーヘン

ドュトルズ

シュターデ

コブレンツ

孕率の増減差
(+は増差
-は減差)

金額
数率
預金庫

[参照]

内一五・一四・四五歳有配偶女子の
に一三・〇歳以下の一八・〇歳以上一九・〇歳
の占める割合

%部

ハンノーバー

ライシランド

オストプロイセン

ヘッセン・ナッサウ

シュレジエン

ウェストプロイセン

ボーゼン

ウェストファーレン

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九・九

九・八

九・七

九・六

九・五

九・四

九・三

九・二

九・一

九・〇

八・九

八・八

八・七

八・六

八・五

八・四

八・三

八・二

八・一

八・〇

七・九

七・八

七・七

七・六

七・五

七・四

七・三

七・二

七・一

七・〇

六・九

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九・九

九・八

九・七

九・六

九・五

九・四

九・三

九・二

九・一

九・〇

八・九

八・八

八・七

八・六

八・五

八・四

八・三

八・二

八・一

八・〇

七・九

七・八

七・七

七・六

七・五

七・四

七・三

七・二

七・一

七・〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九・九

九・八

九・七

九・六

九・五

九・四

九・三

九・二

九・一

九・〇

八・九

八・八

八・七

八・六

八・五

八・四

八・三

八・二

八・一

八・〇

七・九

七・八

七・七

七・六

七・五

七・四

七・三

七・二

七・一

七・〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九・九

九・八

九・七

九・六

九・五

九・四

九・三

九・二

九・一

九・〇

八・九

八・八

八・七

八・六

八・五

八・四

八・三

八・二

八・一

八・〇

七・九

七・八

七・七

七・六

七・五

七・四

七・三

七・二

七・一

七・〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九・九

九・八

リューネブルグ	セル	カツ
マリエンウエル		
ダー		
アルンスベルグ		
プロムベルグ		
ダンチヒ	(+)	(+)
ボーゼン	(+)	(+)
クアリヒ	(+)	(+)
オスナブリュッ	(+)	(+)
オッペルン	(+)	(+)
ミュンスター	(+)	(+)
六	六	六
五	五	五
四	四	四
三	三	三
二	二	二
一	一	一
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十
五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二
五十三	五十三	五十三
五十四	五十四	五十四
五十五	五十五	五十五
五十六	五十六	五十六
五十七	五十七	五十七
五十八	五十八	五十八
五十九	五十九	五十九
六十	六十	六十
六十一	六十一	六十一
六十二	六十二	六十二
六十三	六十三	六十三
六十四	六十四	六十四
六十五	六十五	六十五
六十六	六十六	六十六
六十七	六十七	六十七
六十八	六十八	六十八
六十九	六十九	六十九
七十	七十	七十
七十一	七十一	七十一
七十二	七十二	七十二
七十三	七十三	七十三
七十四	七十四	七十四
七十五	七十五	七十五
七十六	七十六	七十六
七十七	七十七	七十七
七十八	七十八	七十八
七十九	七十九	七十九
八十	八十	八十
八十一	八十一	八十一
八十二	八十二	八十二
八十三	八十三	八十三
八十四	八十四	八十四
八十五	八十五	八十五
八十六	八十六	八十六
八十七	八十七	八十七
八十八	八十八	八十八
八十九	八十九	八十九
九十	九十	九十
九十一	九十一	九十一
九十二	九十二	九十二
九十三	九十三	九十三
九十四	九十四	九十四
九十五	九十五	九十五
九十六	九十六	九十六
九十七	九十七	九十七
九十八	九十八	九十八
九十九	九十九	九十九
一百	一百	一百

貯蓄普及度の比較的増進を示してゐるにも拘らず、妊娠率も亦上昇しており、或はその低下の跡の極めて微弱なる地域中、ブロムベルグ及びポーライン・ウエストファーレン地方の工業地域である。即ち之らの諸地域が第一の地域的觀察の場合と同様な地域的特殊事情をもつものであることを想像せしむるに足らう(同じく次節を参照)。

前項 地域的端に歴史的觀察の結果は、いづれも妊娠率の低下が貯蓄普及度の増進と一致してゐることを、少くとも原則的な傾向として結論せしめたが、個々の數字に於いては猶ほ幾多の例外的現象を見せてゐる。福祉説的立場の理論的仕上げの爲には、更に之ら例外的事象に對して然るべき釋明を行はねばならぬ。

がモンベルトによると、之ら例外的事象は概して規則的な類型をもつてゐる。その最も著しいものの一つは預金口數率が比較的高く、乃至は比較的強い上昇傾向を示してゐるにも拘らず、妊娠率は低くなく、また顯著な低下傾向をも示してゐない場合で、ミュンスター、デュッセルドルフ、アルンスベルグ等の諸地方に認められるものである。が之らは概ね工業的地域、就中ライン・ウェスト・ファーレン地方に見られる現象で、青壯年人口の流入による妊娠年齢人口の年齢構成に於ける變化にその主因を求めることが可能である。

		該當管區數	妊娠率の増減差率	預金口数の増減差率	有配偶女子妊娠率の増減差
増	減	七	八・八	(+) 七・九	増
一〇一	一〇一	六	(+) 五・八	(+) 七・五	減
(+)	(-)	三	一三・七	(+) 七・六	○

△有配偶者中三〇歳以下の占める割合 (百分比)

行政管區	夫		妻		平均
	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	
市 部	ムンスター 二六六 (+) 五七 (+) 五三	二六四 (+) 六八 (+) 五七	二七一 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三三 (+) 三四	アルンスベルグ 一九一 (+) 四〇 (+) 二五
市 部	デュッセルドルフ 二七一 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	プロイセン全國 一五七 (+) 二一 (+) 一六三
郡 部	ムンスター 二六六 (+) 五七 (+) 五三	二六四 (+) 六八 (+) 五七	二六五 (+) 六九 (+) 五七	二六七 (+) 七一 (+) 五七	アルンスベルグ 一九一 (+) 四〇 (+) 二五
郡 部	デュッセルドルフ 二七一 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	二七三 (+) 三九 (+) 二九	プロイセン全國 一五七 (+) 二一 (+) 一六三
平均	ムンスター 二六六 (+) 五七 (+) 五三	二六四 (+) 六八 (+) 五七	二六五 (+) 六九 (+) 五七	二六七 (+) 七一 (+) 五七	アルンスベルグ 一九一 (+) 四〇 (+) 二五

更に妊娠年齢(一五一四五歳)にある妻の内、同じく三〇歳以下の占める割合を見ると次表の如く、妊娠年齢にある妻の年齢構成に於ける好条件が、それだけで右の諸管區の有配偶女子妊娠率を向上せしむるに足るものであること、或は福祉の増進にも拘らず妊娠率の低下を防止するに十分であることを更に正確に實證することができるわけである。

△妊娠年齢の妻の内三〇歳以下の占める割合 (百分比)

行政管區	市 部		郡 部		平均
	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	
市 部	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	二七九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八
市 部	デュッセルドルフ 三七九 (+) 三七 (+) 一〇八	三七九 (+) 七一 (+) 七一	三七九 (+) 七一 (+) 七一	三七九 (+) 七一 (+) 七一	デュッセルドルフ 三七九 (+) 三七 (+) 一〇八
平均	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	二七九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八

右の如き年齢構成の好轉はその原因を之ら工業的諸地方に通有な低い婚姻年齢や高い婚姻率にも負ふてゐるが、根本的な原因としては青壯年人口の流入を擧げねばならぬ。而かも彼等は特に青壯年人口を主體とするばかりでなく、主として東部地方からの移動人口としてその生活水準の比較的低い者たちであることをモンベルトはその福祉説的立場から特に力説強調し、左の如き数字をあげて之を統計的にも確證してゐる。

△ラインラント及ウェストファーレン兩州に於ける
東部地方出生者の増加(一八九〇—一九〇〇年)

出生地	ラインラント		ウェストファーレン		平均
	一八九〇年	一九〇〇年	一八九〇年	一九〇〇年	
東プロイセン	二八、五五一	六四、四八九	三三、六二四	一〇二、二四四	東プロイセン
西プロイセン	九、七一七	三三、二四八	一四、五六九	三三、八五二	西プロイセン
ボーラン	七、五六二	二八、二六九	一三、八七五	五七、三四七	ボーラン
シェレジエン	一六、四六〇	二九、五〇五	二一、五九九	四三、〇八六	シェレジエン
ポンメルン	五、三八三	八、九〇〇	三、〇二六	八、九〇〇	ポンメルン

△ラインラント及ウェストファーレン兩州に於ける
移入人口の年齢階級別比重

行政管區	市 部		郡 部		平均
	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	年 一九〇〇 る増加率 (%)	
市 部	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	二七九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八
市 部	デュッセルドルフ 三七九 (+) 三七 (+) 一〇八	三七九 (+) 七一 (+) 七一	三七九 (+) 七一 (+) 七一	三七九 (+) 七一 (+) 七一	デュッセルドルフ 三七九 (+) 三七 (+) 一〇八
平均	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	二七九 (+) 六六 (+) 三八	二七九 (+) 七一 (+) 七一	ムンスター 二六九 (+) 六六 (+) 三八

△ラインランド及ウェストファーレン兩州に於ける現地出生人口及び移入人口の年齢構成比較

土地生れの者千の内 移入者千の内

一六一	三〇一	一六一	三〇一
三〇歳	五〇歳	三〇歳	五〇歳
二四四	二〇三	三七四	三三六
二四六	二二〇	三八二	三三五
ラインランド			

又、右兩州の移入人口の内には伊太利、露西亞、墺匈國等からの流入労働者が少くないことも同じ理由で問題となる。特に伊太利人の出稼ぎ労働者が生活程度の低いにも拘らず極めて貯蓄心に富んでゐることをモンベルトは特に注意してゐる。

△ラインランド及ウェストファーレン兩州に於ける

外國出生者の増加

ラインランド

ウェストファーレン

一八九〇年	一九〇〇年	一八九〇年	一九〇〇年
四、八九六	三二、四六八	三三、八七五	二一、七一三
一、二一八	八、九一七	一、〇九七	五、六二九
伊太利	一、四〇九	二、四五七	五四六
墺匈國	七七五		

尙、貯蓄行為の著しい普及にも拘らず妊娠率の却つて上昇せる地方の中には、例之オスナブリュック、アウリッヒ、ダンチヒ等、妻の年齢構成に於ける變化が特に有利に作用したと認定すべき場合が多い（上掲表中傍記の數字を参照）。

反之、年齢構成は却つて悪化し乍らもその妊娠率の却つて上昇せる方としてはプロムベルグ及びボーゼン等の波蘭的純農業地方がある。之らは、モンベルトによると、貯蓄普及度に見る當該地方の「福祉」の増進も猶

ほ出産抑制的欲望の限度にまで達せざる地方と考ふべきもので、福祉の増進と妊娠率低下との基本的聯繫を逸脱する第二の著しい例外的類型を爲すことになる。

總じて純農業的地方は人口都市集中の當然の結果として、年齢構成に老體化の傾向があり、右農業的地方に特有な高妊娠率堅持の傾向も之と相殺される場合が多いと考へられる。ケーニヒスベルヒ及びグムビンネンの兩管區の如きその最も著しき事例をなすもので、之を數字に見ると次の如く、預金口數率の増加の僅小なるにも拘らず、妊娠率に相當の低下を餘儀なくされた事情を説明するに足るといへよう。

△妊娠年齢妻の内三十歳以下の占むる割合の増減

（一八八〇年—一九〇〇年）

行政管轄區

市 部

郡 部

ケーニヒスベルグ	(+)	一・六%	(-)	一五・八%
グムビンネン	(+)	一・三%	(-)	一〇・三%
プロイセン全國平均	(+)	六・〇%	(+)	四・六%

反則的事例の釋明は基本的原則の存在を一層明確に證據立てる。而かも福祉と妊娠率との間の原則的聯繫を攬亂するかに見えた敍上の例外的諸事象は、言はず純統計的に、或は純機械的に釋明せられた。いひかへればそこに何ら別個の原則の接けを借りねばならぬ必要がないわけである。しかし人口現象に於けるこの種の地域的特性に對しては特別の見方をする論者があり、或は之を地域的な人種的構成の相異に、或は宗教的信仰の異同に歸着せしめようとする。之らの諸説に對してもモンベルトは福祉説の立場から一々その採る可からざる所以を明らかにしてゐる。

例へば東部地方のスラブ人種系人口の稠密な地域の高妊娠率は、モンベ

ルトによると、その原因を人種説の主張するが如き人種的相違にもつてゐるものではなく寧ろ彼等の極端に低い生活水準に負ふてゐるものと考へねばならぬ。そしてモンベルトは獨逸の他の地域に於いても之ら波蘭人の多い東部地域と同等以上の高い妊娠率を示してゐる事實のあることを指摘してゐる。上掲獨逸全國の地域的觀察にも表示されてゐるように、純獨逸的地域と稱すべきオーベル・ファルツやニーダーバイエルンはポーゼン其他の波蘭人の多い地方よりも却つて高い妊娠率を示してゐる。

又、舊教徒の妊娠率が概して新教徒のそれよりも高いといふ事實を據り處として妊娠率の地域的差異を説かうとする一部論者の主張もモンベルトにとつては同様に本末を逆にするもので、舊教的地域に通有の高妊娠率は寧ろそれら地域の文化的後進性に基くと考へねばならぬ。そして文化的に進んだ舊教的地域であるミュンスター地方の如きについては、その高妊娠率は敍上の所論の示す如く別の明白な理由によつて十分に説明せられることがある。尤も舊教的信仰が高妊娠率の堅持に多少の關係あることをモンベルトは否定しないが、しかしそを差別妊娠率の主因とすることに反対するわけで、信仰關係からだけで妊娠力を説明しようとする勝れて舊教徒國たる佛蘭西の顯著な出産減退の事實を説くことができないともいつてゐる。

尙、都市と農村との間に見られる妊娠率の相異についてもモンベルトは、都市的地域に通有な福祉と文化の増進向上の事實にその原因を歸着せしめ、特に都市に於いては同じ福祉の増進もその社會環境を媒介として一層強く出産抑制的方面に作用せざるを得ぬことを注意してゐる。例へば都市生活に於ける貧富懸隔の鋭い對照が福祉の向上を求めるとする欲望をいよいよ烈しくする如き事實である。隨つて、近代的な妊娠率低下の一要

因として人口の都市集中傾向を擧げることをモンベルトは決して躊躇しないが、しかしそれは都市生活そのものが直接に妊娠率を低下させるといふ意味ではない。都市生活に通有な性病の蔓延や婚姻年齢の遲延等の影響も否定はし難いが限度がある。寧ろより高い福祉と教養とが都市に於いてより多く代表せられ、且つ一般に農村に於けるよりもより頻度に出産抑制的方向に作用するといふ事實こそ都市妊娠率の低い根本の理由と考へられるわけで、凡ては結局福祉の増進、文化の向上といふ一本の原則を據り處として説明せられることになる。

従つて、職業的相異の影響についても、モンベルトは特に直接的な關係を認めず、職業別に觀察せられる出産力の相異は寧ろそれらの職業と結びついた社會的及び經濟的地位の相異に歸着せしむべきものとしてゐる。そろいふ意味でもミュンスター地方に於ける鑄業關係勞働人口の異常な増大は同地方の妊娠率上昇に寄與するところ妙くなかつたことになる。

八 結 語

以上モンベルトの多端な論證觀察の跡を回想しながら所謂「福祉説」的主張の理論的結構ともいふべきものを要約してみると凡そ次の如くにいふことができようかと思ふ。

一、十九世紀の末葉に、殆んど凡ての歐洲諸國、就中また獨逸に於いても認められる出産減退の趨勢、特に有配偶女子妊娠率の低下は、十九世紀中葉以前にも見られる同様の現象と較べて、根本的にその性質を異にしてゐる。即ち從來の出産減退は自然的な災厄や社會的不況に伴ふ婚姻の減少を主因として言はゞ機械的必然的に導來された現象であつたのに對し、十九世紀末葉の出産減退は當時の經濟的好況に伴ふ婚姻の著増その他人口統

計に於ける明白な好轉傾向にも拘らず一種の歴史的必然性を以つて惹起されたところの現象である點にその特質を持つてゐる。

(尙、二十世紀四十年間の人口統計は十九世紀末葉に見る如き婚姻事情に於ける顯著な好轉傾向をそのまま持続してゐることは稱し難いが、そのかはり妊娠率低下の趨勢は一層深刻なる相貌を以つて進行してをり、且つその範圍を全世界の西歐的文化圈内の諸國にまでも擴大してゐる。)

それは女子妊娠力そのものの低下、或は出産意慾そのものの低下として、その因つて来る理由を歴史社會的な觀點から究明されねばならない。

二、各般の統計的觀察の結果は、福祉の増進、文化の向上と共に mit

steigendem Wohlstand und zunehmender Kultur 出産率、特に有配偶女子の妊娠率は低下するといふ事實を示してゐる。而かもそれは、未開民族と文明國民の間、乃至は富裕階級と貧民階級の間等、その生活様式や文化段階に格段の懸隔ある場合に於いて認められるところの事實であるばかりでなく、同一國民、同一の身分階級の内にあつても、その生活福祉の比較的輕微な差等に應じて同様に検證せられるところの事實である。

三、また、妊娠率の地方的な差異についても、乃至はその低下傾向の地域的遲速について之を見ても、妊娠率の低下は生活福祉の増進と原則的な

聯關係を示してゐる。そしてかゝる原則的聯關係を逸脱するかに見える個々の例外的事象は、妊娠年齢女子の年齢構成に於ける變化や、下層階級人口の流入、乃至は農業關係勞働者の著増等、一聯の反作用因子によつて十分に、即ち統計的必然性を以つて釋明せられる。それらは決して右の原則的聯關係の存在を否定するものではない。

いひかへれば、福祉の増進に伴ふ妊娠率の低下といふ事實は、人種の差異、職業の相異、乃至は信仰の如何に拘らず、それらを貫いて検證せられ

るところの最も基本的な聯關係でなければならぬことになる。

四、が福祉の増進に伴ふ妊娠率の低下とは、必ずしもスペンサー流の文明人性退化説に歸着するものではない。かかる主張は假令理論として謬りではないとしても當面の問題には直接にかゝるところはない。寧ろ福祉の増進、文化の向上の結果として生まれ、そして逆にまた一層の福祉の増進を欲求することになる心的傾向、即ち近代人に特有な克己熱慮の精神、或は合理主義な經濟的打算の性向こそが、福祉の増進を出産抑制的方向へ作用せしめるのであり、そこに近代的出産減退傾向の近代的特性がある。

五、従つて、この近代的出産減退傾向は近代社會の成立、近代文明の發展と不可分な歴史的必然性をもつてゐるわけであり、所謂「福祉説」の理論的主張は文化の進歩に對する一沫の悲觀主義的思潮を暗黙の背景としてゐるともいへよう。少くともそれは近代文化の進歩に對して、人口問題上、一つの疑義を提出するものといふことができ、そこに所謂「福祉説」的理論の一つの文化史的意義を認めることもできると思ふ。

*
その動きのまだ輕度かつ微候的なものであつた十九世紀末葉の出産減退傾向の近代的特性を獨特の統計的分析を驅使して検出したモンベルトの製作については、多少の技術的異論は別として、その功績を賞するに異議はない。そして又その「福祉説」的主張がこの近代的出産減退傾向の近代的特性を更に理論的に裏付け確認する所以のものであつたことも亦いふまでもない。たゞその文化悲觀説的な思想的背景へのつながりは我々を驅つて謂「福祉説」的命題の、明晰だがそれだけ一面的な理論的傾向に對して多少の再吟味を加へることを餘儀なからしめる。

「福祉」といふ概念は理論的用語として必ずしも一義的とはいへない。土に汗して糊口をつなぐ封建農民が啓蒙的領主治下の年貢米減免に聖代の春を壽ぐのも、乃至は近代市民が商業主義的商品の大量生産下で多彩な人間的欲望の教化と充足とを満喫するのも、生活福祉の増進たる點に於いては變りはないが、その生活内容には本質的な相異があらう。モンベルトのいふ「福祉の増進」が、「文化の向上」乃至は「社會的地位の上昇」等の對句と屢々併用せられてゐる點からも想像せられるやうに、特に近代資本主義社會に特有な生活様式と結びついた歴史的概念であることはいふまでもない。そういう意味で、それは、より厳密には、近代經濟の發展と不可分な一般生活水準の不斷の向上傾向を意味するものといつてよいと思ふ。しかしそういふ社會經濟的必然性を以つて推進せられる一般生活水準の上昇、或は社會的福祉の増進過程は、同じ社會經濟的必然性を以つて、同時にまた一般大衆の窮乏化的傾向への可能性を懷妊することは蔽ひ難い事實である。事實モンベルトが異常な經濟的好景氣の時代として取り上げた十九世紀末葉期は同時に週期的經濟恐慌の始まつた時代でもあることを我は特に想起する必要があらう。社會心理的に之を見ても、福祉の増進を求める心、或は不斷に増進する社會的福祉の分有に落伍せざらんとする人間的欲望が、近代人に特有な焦躁感と不安の意識、進んでは一種の近代的な窮乏意識とさへ互に表裏したものであることは否定し難いと思ふ。社會的福祉の増進はそういう社會經濟的矛盾と社會心理的葛藤を背景としてくる近代人に特有な心理的葛藤はモンベルトの考へるよりも實は遙かに深刻な様相を孕んだものでなければならない。近代人の合理主義的な經濟的打算根性も單により多くの福祉を求めるとする明かるい欲望からだけで満

用されるわけではない。「福祉」が同時に「窮乏」でもあり、社會的福祉の増進が却つて大衆的窮乏化の過程ともなり得るといふ、この勝れて近代的な歴史的現象は、近代經濟の發展に固有な社會生活の構造的變質過程を土臺としてこそ初めて成立するところの現象であつたわけで、モンベルトが問題とした十九世紀末葉の經濟的好景氣の時代も同時に近代的社會經濟生活の構造的變質過程が漸く全國民的規模に於いて實現せられようとした時代としてこそ其の眞に歴史的な特質を孕んでゐたのである。近代的出產減退傾向の本質を究明するには其處まで問題を堀り下げねばならぬ。そして又そこまで問題の核心を追及しない限り、それ自身極めて該切な統計的分析の諸結果も正しい歴史的感覺を缺いた一種の文化悲觀説的宿命主義を導來するを防止し難いのではないかと思ふ。

要之、福祉説の長所も短所も、「福祉」といふ一つの歴史社會的現象を専一に取り上げて之を統計的分析の對象とし、理論的究明の一觀點にまで概念的に形成し洗練した點にあらう。たゞそういう概念的抽象は、之を歷史社會的實在の一契機として把握し具象化する正しい歴史的感覺を缺く場合には、その概念的硬化のために却つて問題のより深い核心への追及を不可能にする危険も亦渺くないといへよう。「人口」とは單に紙上の數字ではない。それは歴史社會的實在の實體として、自らその構造的形態を絶えず再組織しゆくところの生きた、生命ある實在量でなければならぬ。そういう生命に宿命的な內的葛藤、とりわけその危機の表現としてこそ「人口問題」といふものも亦考へられるわけで、近代的出產減退傾向に對する理論的研究も近代社會と近代文化の新生運動への最も切實な指針として要請されるものでなければならぬ。歴史の進行、文化の進歩に對する漠然たる悲觀主義的結論は人口理論の本來の目的とするところではないと思ふ。

がそれは兎もあれ、モンベルトの所謂「福祉説」的理論が、そのやうな理論的難點にも拘らず、或はその抽象的一面性の故に却つて一層切實に、近代文化に對する一つの深刻な疑義を人口問題の上から提出した效績は沒する

ことができない。今日の人口問題は、とりわけ文明批評の問題として、いはゞ福祉説的理論の行き詰るところから、歴史と文化とに對する一層深い批評的意識を以て、更に新しく出發するところにあるともいへよう。

我々は單に妊娠率の低下を生活福祉の増進といふ近代的觀念によつて説明するかはりに、寧ろそいふ近代人に自明な先入觀念そのものを近代的人口現象の特性から反省し吟味せねばならぬ。と同時に妊娠率の低下といふ近代的人口現象の一特性も、單に個々人の心的性向の變化によつて之を理解する以上に、より歴史的、社會的な人口現象の一環として把握される必要があらうと思ふ。例へばモンベルトがその理論の統計的検證を擲亂する反作用的因素の一例として注目した青壯年人口の都市集中の事實の如きも、寧ろ近代社會生活の構造的變質過程を導來せる最も近代的な人口現象として、近代的出產減退の事實と不可分に結びついたものでなければならぬ。それは確かに「福祉説」的聯關係の一義的な統計的表示を擲亂する一因子には相違ないが、然しそれも差別妊娠率の成立も、従つてまた妊娠率の一般的低下傾向も、實はこの人口の都市集中といふ近代的人口現象を根幹としてこそ初めて導來されたのだといふこともできると思ふ。人口の離村向都は人口收容力を割期的に擴大させた近代社會と近代文明の歴史的功業の一徵表ではあるが、同時に又すべての生活様式や生活理想から自然さといふものを喪つてゆく近代人の生活の最も具象的な一象徴でもあるわけで、そういう分明暗表裏した、勝れて近代的な歴史社會的傾向の中にこそ近代的出產減退傾向の真相を解明する鍵も潜んでおり、兼ねてまた新しい

當來社會の生活と文化とへの現實的諸條件も亦これを探索することができるのではないであらうか。

(完)

モンベルトのマルサス批評

(埋め草)

マルサスが唯一の豫防的障害として取り上げた道徳的抑制は、専ら結婚生活に入る際の一層慎重な配慮を意味するに過ぎない。従つて福祉増進の結果がマルサス的立場ではどういふことになるかといふと、それは専ら輕率無思慮な結婚を少なくさせ、ために婚姻年齢を上昇させ、婚姻數を減少させることとならう。そしてその結果として初めて出產數の減少を惹き起すことになる。

か様なマルサスの見解も原則的には正しい。我々は文化的向上と共に婚姻年齢が高くなること、そしてその他の事情にして繋りがないならば、出產數は減退せねばならぬことを知つてゐる。が併し又我々は、最近十ヶ年(前世紀末十年を謂ひ)特に郊外の人口動態には、その様な作用の片鱗を認め難いことを明らかにした。何故かといつて婚姻關係はマルサスの見解から豫想せられるやうな動きを見せておらず、従つて出產數を減少させる様な作用を及ぼしてゐないからである。與ろとは正反対に、婚姻數は増大し、婚姻年齢は若くなつた如く婚姻事情の變化だけであるが、したがつて、最近この数ヶ年は出產數の持続的増大を見ねばならなかつた筈である。而かも事實は周知の如くその正反対を示してゐるのである。

マルサスは福祿が婚姻に及ぼす影響についてのみ知つてゐたに過ぎないが、併し福祿と妊娠率の高さとの間に猶ほ遙かに直接的な關聯が存在することに氣附かなかつた。即ち福祿の増進と文化の向上とは直接に性衝動や增殖衝動に作用し得るものであることに注意しなかつたのである。

人口の大いきは生存資料の大いさによつて制限されるといふマルサス説の第一命題は、寛容の眞理で、いつの時代にも必要しよう。

生存資料の増大するところでは人口は不斷に増大するといふ第二命題も、「何らかの強力有效な障害によつて妨げられる限り」といふ條件的副命題がついてゐる以上、之また否認し難い。

反之、其の第三命題は、今日に於いては最早適切でない。といふのは道徳的抑制や惡徳及び窮乏の外に、更に他の障害が發生してゐるからである。その一つは人間の生殖能力を侵害する所の生理學的障害であり、更には生殖作用を有意的に性衝動から分離する所の心理的障害である。そしてこの兩障害は、前者は積極的な後者は豫防的な障害として、共に福祿の増進と共に生長するものである。従つて惡徳と窮乏の外に生殖作用の物理的不可能性が出現し、道徳的抑制の外に第二の豫防的障害として生殖回避の意志が出現したことになる。

出生率の地域的差異の原因に

關する人口生物學的研究

—千葉縣下に於ける調査—

横田年

一、緒言

出生率の地域的差異が純然たる社會學的乃至經濟學的要因のみにより説明し盡され得るものか否かは甚だ困難な問題である。出生率の基礎を爲すものは生物學的集團としての人口に於ける之を構成する個人々々の有する出產力の集積の平均であつて、之が社會生物學的統計學的指標たる出生率として表現される迄には、或は平均婚姻年齢の遲速如何により或は社會的普遍性を有する當該人口の各個人の出產力制限意志及び其の實行の程度如何により著しき變貌を加へられるのである。從つて當初一箇の遺傳生物學的特質として當該人口の有する生殖力も之に社會經濟學的乃至社會心理學的或は思想的要因が過大に作用する時は似ても似つかぬ様相を表現し来るのである。更に之等の重要な二箇の要因——遺傳生物學的及び社會學的——

の間に位置を占めるものとして社會生物學的病理學的要因、例へば性病の蔓延、勞働過重、榮養障礙等があり、之等は人口の生殖力を減弱損耗せしめ原發性又は繼發性不妊、死流産、難産、早産等を増加せしめる。其他未だ決定的承認を得られざる諸種の原因例へば精神作業者のリビドー減弱、種々の工業中毒による生殖力低下等が存在する。

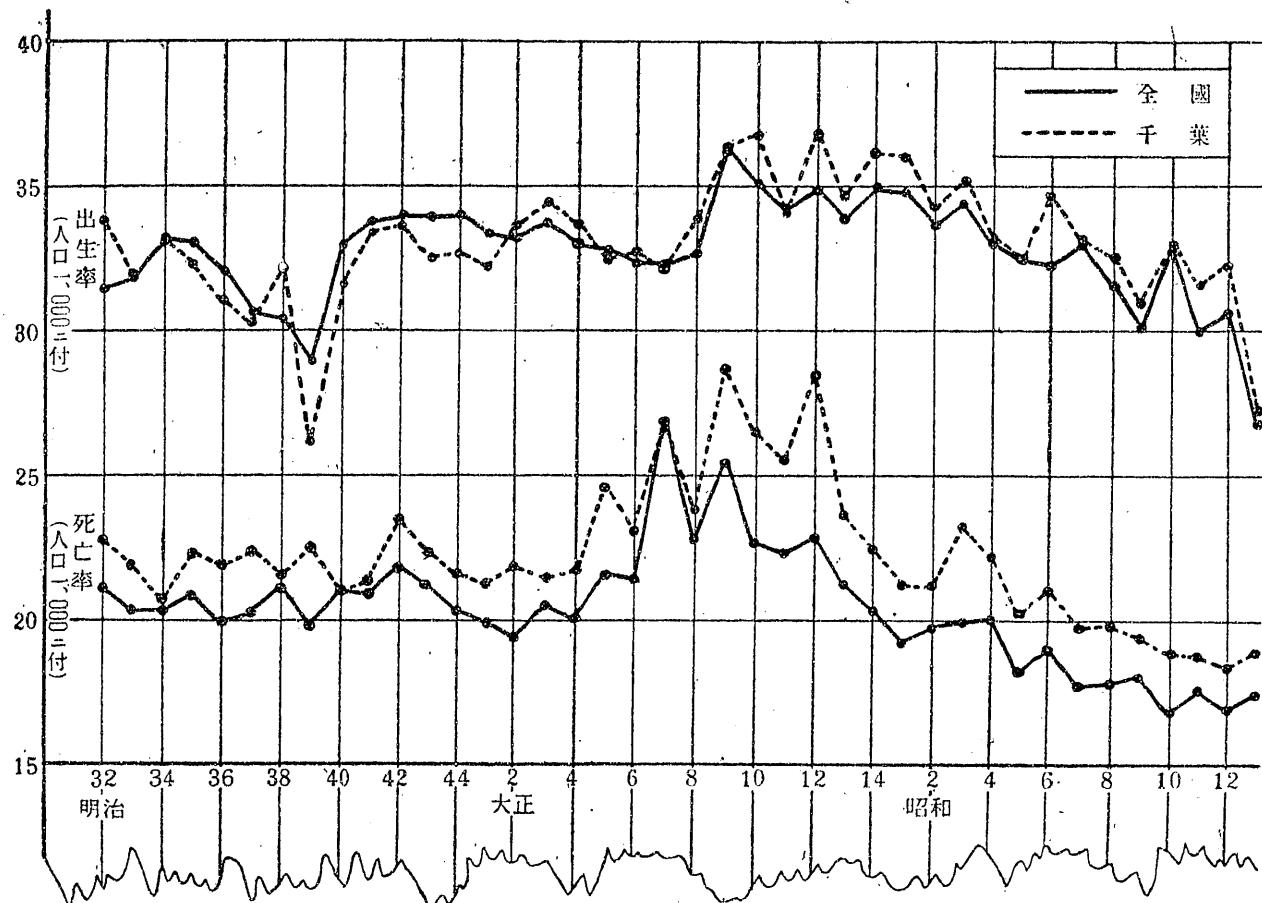
扱出生率の年次的變化を經とすれば其の地域的差異は緯とも稱すべきものであつて、之が原因を究むる事は甚だ重要な課題なりと考へらるゝにも拘らず、今日迄之を實地調査により解決せんと試みた業績は餘り存在しない様である。余が今引用し得る唯一の文獻は H. Warner Eichler 等が獨逸の高出生率都市及び低出生率都市に就て行つた若干の調査であるが、彼等は其の出生率の差異が結局之等の都市を構成する人口の人種的差異に基くものであつて、高出生率都市にはスラブ族の割合が比較的多數を占めてゐる事に起因すると結論してゐるが、其の研究方法は十分科學的なりとは言ひ得ないと思ふ。

余は昭和十六年九月本邦に於ける低出生率縣の一たる岡山縣下の比較的高出生率をなす一箇町と最低出生率の二箇村に於て主として有配偶婦人に就て調査を行つたが、人口生物學的見地からは之等の差異を惹起すべき程の著明な原因を發見し得ず、主として低出生率村に於ける產兒制限（之が社會經濟學的思想的解明は別として）に依るものと推論せざるを得なかつた。

そこで第二回目の調査として、千葉縣下の出生率の分布狀態が實に明瞭なる地域性を示して居る事實に着目し、同縣下に於て前回と略々同様の調査を昭和十七年二月行つた。尙、千葉縣下の人口增加率の地域性に關し水卷武氏は經濟學的見地から考察されて居られるが、同氏の論著に於ては人

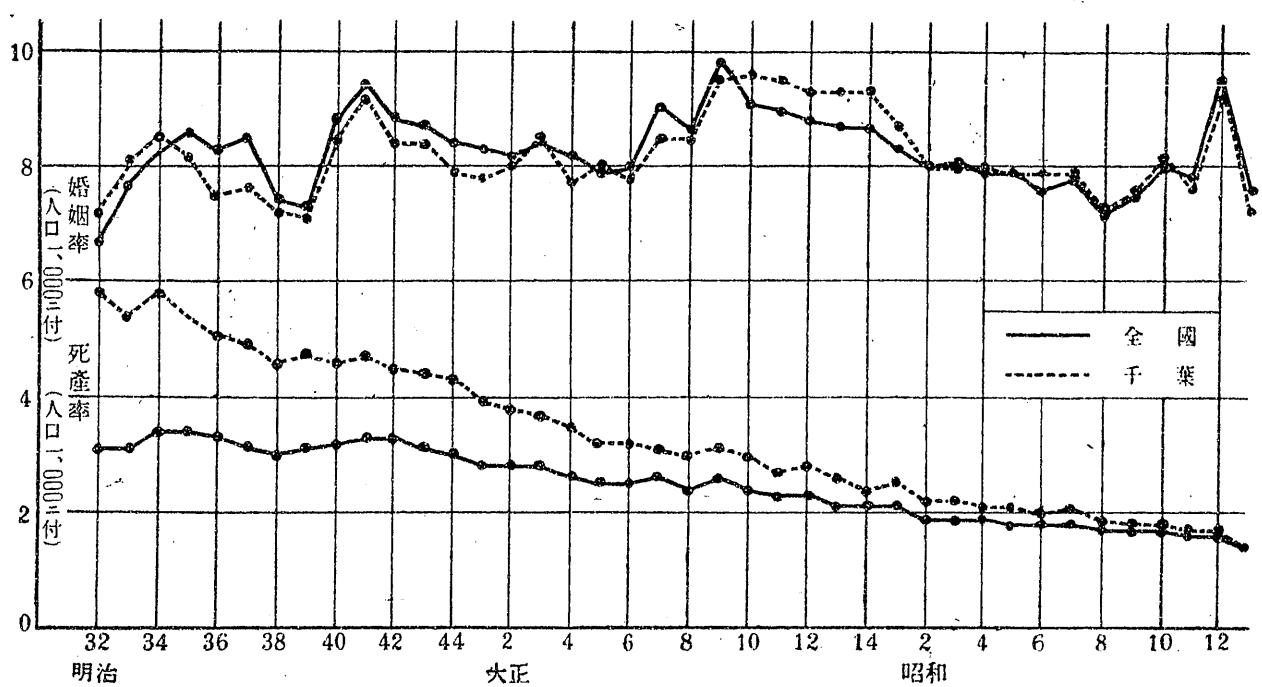
第一圖

出生率及死亡率推移比較 (人口千對)



第二圖

婚姻率及死產率推移比較 (人口千對)



口増加率の分析——出生率、死亡率、人口移動——が行はれてゐるので余の研究の参考とは爲し得なかつた。

二、千葉縣の人口動態

千葉縣の人口動態の年次的變化を全國平均のそれと比較するに(第一圖及び第二圖)、出生率は全國と略、相等しい傾向並に數値を示して居り、大正九年以後に於て本縣の方が幾分高率なる如く見られる。之に對し死亡率は何れの年次に於ても全國平均よりもかなり高率であり、從つて自然增加率は稍、劣勢なるを免れない。婚姻率は出生率と同様全國平均との間に著明な差異を認め得ない。死産率(人口千に對する)の傾向に就ては著しき特長が認められ、舊く遡る程甚だ高率であるが、之は昔に往時の本縣婦人が保健衛生知識に乏しかりし爲に起因するのみならず、寧ろ恐らく其の主要なる原因是巷間に傳ふる如く本縣に於て曾て墮胎及び間引の惡習が廣く行はれてゐた事實に存するものではなからうか。

次に縣下の市郡別出生率(大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均——第一表)の分布狀況を觀るに最も高率なるは海上郡で、香取、匝瑳、東葛飾

及び第二圖)、出生率は全國と略、相等しい傾向並に數値を示して居り、大正九年以後に於て本縣の方が幾分高率なる如く見られる。之に對し死亡率は何れの年次に於ても全國平均よりもかなり高率であり、從つて自然增加率は稍、劣勢なるを免れない。婚姻率は出生率と同様全國平均との間に著明な差異を認め得ない。死産率(人口千に對する)の傾向に就ては著しき特長が認められ、舊く遡る程甚だ高率であるが、之は昔に往時の本縣婦人が保健衛生知識に乏しかりし爲に起因するのみならず、寧ろ恐らく其の主要なる原因是巷間に傳ふる如く本縣に於て曾て墮胎及び間引の惡習が廣く行はれてゐた事實に存するものではなからうか。

第一表 千葉縣市郡別出生率(人口千對)

		(大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均)	(出生數ハ内閣統計局市町村別人口動態統計ニ 據ルモノデ出生ノ場所ニヨル數デアリ、基礎 人口數ハ國勢調査時ノ現在人口ニヨル。)
千葉市	三九・七一	君津郡	三三・六一
銚子市	三三・五二	長生郡	三三・九一
市川市	二八・三一	山武郡	三三・三五
安房郡	二九・三一	市原郡	三四・八二
夷隅郡	三四・二六	千葉郡	三三・五〇
		匝瑳郡	三六・三八

の諸郡之に次ぎ、最も低率なるは市川市で、安房郡及び千葉市が之に次いでゐる。注目すべきは東京市に隣接する東葛飾郡が比較的高率なる事實であつて、大都市との地理的距離が必ずしも出生率を左右する要因となつてゐない事を示す一例と言へやう。又、安房郡が郡部なるにも拘らず最低出生率地域の一を構成してゐることも特に留意を要する點であつて、本調査中の低出生率諸村は皆本郡の内より選んだ。

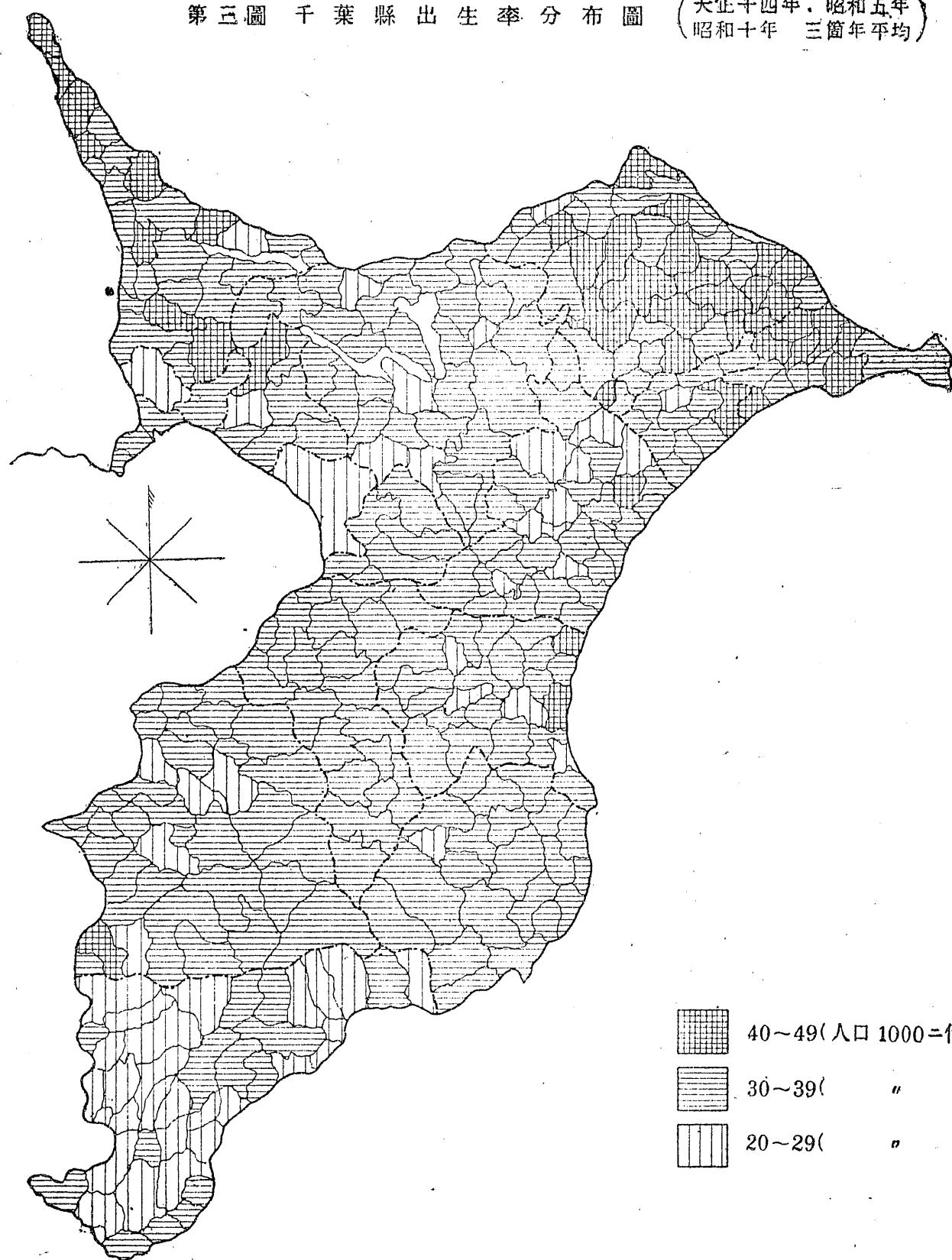
尙、以上を更に市町村別に分けて圖示したものが第三圖であり、明瞭な地域性を觀取する事が出来る。

斯かる出生率分布狀態の地域性に關聯し、前回岡山縣に於ける調査の際同縣下の町村別出生率と町村別自轉車普及率との相關係數を求め -0.495 ± 0.033 なる逆相關を見出したのであるが、本縣に就ても同様の計算を行つた。町村別(市部を除く)出生率は前記の大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均であり、町村別自轉車普及率は昭和十四年末現在の各町村自轉車數の人口 $1,000$ に對する割合である。從つて兩者の間に時間的の喰ひ違ひがあるが、自轉車數は前記年度の實數しか知り得なかつたので止むを得ない。而して求め得た相關係數は

$$r = -0.058 \pm 0.0561$$

であつて有意義の相關を認める事が出來ない。若し自轉車の普及率が町村○文化程度に比例するものならば、本縣の出生率の地域的差異は文化の程度如何と餘り關係が無い譯であるが、自轉車普及率のみを以て文化判定の指標と爲し能はざるは勿論であつて、此の他の種々の社會經濟的指標との相關を求めて再検討をする必要がある。

第三圖 千葉縣出生率分布圖 (大正十四年、昭和五年)
(昭和十年 三箇年平均)



三、調査の対象及び方法

余等の指導の下に本研究所及び千葉縣衛生課の職員が之に當り、血液検査は千葉醫科大學皮膚科教室に依頼した。本調査施行に際し一方ならぬ御協生率を計算し、此等の市町村中より純農村のみを選び、其の内の最高級の出生率を有する海上郡A村、香取郡B村及びC村の三箇村並びに最低級の出生率を有する安房郡D村、E村、F村、G村の四箇村、合計七箇村を調査地域に選定した(第二表参照)。

調査時日及び所要日數は昭和十七年二月十一日より同月二十五日迄の十五日間である。

調査の對象は前回岡山縣に於て行ひたるものと同じく四十五歳未満の有配偶婦人であり、之等の有資格婦人を村役場或は學校、集會所等の適當な

現在人口	出生率(人口千對)		
	大正十四年	昭和五年	昭和十年
二八〇六	四二・八八	四六・三三	五〇・六一
二九〇一	五六・七三	四四・一二	三七・五七
二九三〇	四八・九八	三九・三七	四六・九二
一七九四	三一・八六	二三・六六	二〇・六二
三六八七	二九・四一	二七・一〇	二三・三四
一五二〇	二七・四七	二三・三三	二五・〇〇
二三五四	三三・一〇	三一・一四	二〇・四一
			二五・二五

出生率(出生數ハ出生ノ場所ニヨルモノ
デ、内閣統計局市町村別人口動
態統計ニ據ル、人口數ハ國勢調
査時ノ現在人口デアル。)

余等の指導の下に本研究所及び千葉縣衛生課の職員が之に當り、血液検査は千葉醫科大學皮膚科教室に依頼した。本調査施行に際し一方ならぬ御協力を賜はりたる千葉縣衛生課長村田四郎博士及び同課職員諸氏、並に千葉醫科大學教授佐藤邦雄博士及び皮膚科職員諸氏に對し茲に深甚なる謝意を表する次第である。

尙 本調査施行と同時に館研究官、上田研究官補及び窪田研究官補の三氏により、之等の諸村の基本調査として昭和十七年二月二十四日現在を以て現在人口、常住人口、並に過去一箇年間の人口動態調査が行はれた。余は本文に於て右三氏の御好意により其の結果の若干を引用したが、其の詳細に就ては同氏等により改めて報告が爲される筈である。

四、調査地域の概況

調査諸村の内高出生率三箇村は何れも本縣の北東部に位してゐる。而してA村は海上郡の北部に在り香取郡と境を接し、同郡のB村とは一箇村を隔てて近接してゐる。B村は又C村と一箇村を隔てて隣接し、之等の村の周囲の諸村も亦大部分比較的高い出生率を示し、一箇の高出生率地域を形成してゐる。

按、A村は純農村であつて、土地は半ば丘陵で畑及び山林を以て占められ半ばは低地で水田に富み一般に農家の耕作段數多く、從つて村民は比較的裕かである。本村及び其の附近一圓は昔鐵牛和尚の開拓した所謂千鶴新田八萬石の跡であり米穀の收穫に富んでゐる。昭和十年の國勢調査時の現在人口二八〇六で出生率は前述三箇年平均四七・三五である。

場所に集合せしめ、岡山に於けると同様の事項(本誌第二卷第十二號五頁参照)に就て問診し、更に血液を採取して黴毒血清反應を検査した。問診は出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

の地であつた爲に、曾て天保時代には農民の氣風も怠惰酒色に傾き耕地は次第に荒廢する有様であつたが、彼の大原幽學が本村に來住して性理學を説き村風の改革に努力すると共に、其の感化を受けて村民は漸次勤勉な生活を取り戻し、半ば頽廢せんとしてゐた農業も復興するに至つた。天保十一年に幽學の起した先祖株組合は昭和十五年迄百年に亘つて繼續し本村興隆の基をなしたのである。幽學の思想は代々の村民により今日に至る迄継承され、例へば同村國民學校に於ける日常の教育は總て幽學の訓へを中心に行はれてゐるのを見るのである。

本村の昭和十年現在人口二九〇一で平均出生率四五・九〇である。

C村はB村の西隣に位し農山村である。前記二箇村は比較的交通が便利であるが、本村は鐵道沿線より數里も隔つて居り、周囲の村々との交通は山路を以て連絡されてゐる状態である。従つて住民は一般に純朴である。經濟狀態は概して良好であつて殊に最近は山林の價格が騰貴した爲村民の經濟力が高まつて來てゐる。本村の昭和十年現在人口四二二〇、平均出生率四五・〇六である。

以上の三箇村に比し他の低出生率四箇村は何れも皆本縣最南部の安房郡に屬し、兩群は距離的にも相當のへだりがあり、氣候も後者は概して一年を通じて溫和である。而して之等の四箇村を中心とする安房郡の殆ど大部分の市町村は出生率低く、一大低出生率地域を形成してゐる。

D村は安房郡の東北部に在る純農村であるが、平均耕地面積は比較的少く又副業として見るべきものも無く特に舉ぐべき特長のない平凡な村である。併し村民の經濟狀態は決して悪くない。昭和十年現在人口一七九四といふ小村で三箇年出生率二五・〇七である。

E村は安房郡の南端に近く、農山村であつて山林に富んでゐる。館山村

條市に隣接してゐる爲此の方面で日傭業を兼ねてゐる者がかなり多い。耕地面積は少いが、蔬菜園藝、山林、木炭等の收入が相當にあり經濟的には中等程度である。本村は昭和七年經濟更生計畫を樹立し以來各種の更生施設を實施し着々と實績を擧げてゐると云ふ。昭和十年現在人口三六八七、三箇年平均出生率二六・三五である。

F村は安房郡の略、中央部に位する純農村で昭和十年現在人口僅か一五二〇の小村である。耕地面積餘り多からず大部分小農家である。三箇年平均出生率二五・一八となつてゐる。

G村は安房郡の西北端に近い農山村で、人口二三三四を算し平均出生率二五・二五を示してゐる。本村は山林多く従つて耕地は前村と等しく餘り多くない。

之等の各村に於ける資料不足の爲現住人口の動態を知る事が出来なかつたが、A、D、E、F、Gの五箇村に就て本籍人口動態の年次別變化の一部を知り得たので第三表及び第四表に之を掲げる。此の内A村は明治四十年以後に就て、其の他は比較的近年の數字のみである。勿論、本籍人口の動態は現住人口の其れとは著しく内容を異にするものであり、而も村によつては統計作成方法の不完全なる爲本籍人口數の不正確なる場合を屢々見ることがあるから、之を以て眞の動態を示すものとは爲し得ないが概略の傾向を知り得よう。

A村に就て明治四十年以後の出生率を見るに年により一上一下することはあつても大體に於て三五乃至四〇前後を示して居り、昔から本村人は比較的多産の傾向を有してゐることを知る。之に反し、D、E、F、Gの低出生率四箇村はD村の昭和六年に於ける場合を除き皆二〇代であつて年々低出生率状態を續けて居ることが看取される。之に反し死亡率はA村と他

の四箇村との間に有意義な差を認め得ない。

第三表 A村ノ本籍人口動態(人口一〇〇〇ニ付)

年 度	出生率		死亡率		年 度	出生率		死亡率	
	年 度	出生率	死 亡	率		年 度	出生率	死 亡	率
明治四十年	四〇・七五	二八・四三	大正十二年	四〇・八〇	二四・四八	五年	二三・八四	二五・三五	二四・五九
四一年	四一・五一	二四・八三	十三年	四一	二三・七六	六年	三〇・九三	一	二五・〇五
四二年	四四・二一	二一・七六	十四年	四二	二三・三七	九年	二三・二六	一七・八二	二四・五六
四三年	四一・二三	二三・三七	十五年	四三	二三・三三	九	二九一	二七・八二	二五・八六
四四年	四二・七四	二三・三三	昭和二年	四四	二三・三三	十	二六・六一	二四・五〇	二六・六八
四五年	四三・七〇	二〇・〇二	三年	四三	二三・三三	十一	二六・九五	二八・五九	二〇・五三
大正二年	四六・八五	二七・四五	四年	四三	二三・三三	十二	二五・八〇	二四・五一	二六・八二
三年	三六・〇三	三〇・二〇	五年	四三	二三・三五	十三	二三・六一	二三・六二	三三・七八
四年	三三・六八	一九・九二	六年	四一	二三・六八	十四	二三・六二	一	一
五年	三六・四七	二七・八〇	七年	四一	二三・五六	十五	二三・六一	一	一
六年	三三・五六	二三・〇九	八年	四一	二三・五六	十六	二三・六一	一	一
七年	一	一	九年	四一	二三・四七	十七	二三・六一	一	一
八年	一	一	十年	四一	二三・四七	十八	二三・六一	一	一
九年	三三・三二	三七・六五	十一年	三八・九八	二一・五八	十九	二三・六一	一	一
十年	四一・五一	一七・九九	十二年	三八・八二	一四・九一	二十	二三・六一	一	一
十一年	三九・〇六	二八・六九	十三年	四〇・二三	一九・七〇	二十一	二三・六一	一	一
第 四 表	低出生率諸村の本籍人口動態(人口一〇〇〇ニ付)		第五 基本調査の概要						
年 度	D 村	E 村	F 村	G 村	D 村	E 村	F 村	G 村	
昭和一年	一	一	一	一	一	一	一	一	
二年	一	一	一	一	一	一	一	一	
三年	二九・五九	二五・五八	二五・五九	二五・五九	二九・五九	二五・五九	二五・五九	二五・五九	
四年	二七・一六	二六・五六	二六・五六	二六・五六	二八・三九	二四・六七	二四・六七	二四・六七	

第四表 低出生率諸村の本籍人口動態(人口一〇〇〇ニ付)

五、基本調査の概要

先づ前記館、上田、窪田三氏に依つて行はれた基本調査結果の内、本研究に必要な事項の若干に就て述べる事とする。但し本報告作成迄に高畠生率村中の A、B 兩村に關する資料の整理未完了であつた爲之等を除く他の五箇村のみを引用する。

調査を行つた昭和十七年二月二十日現在の常住人口は第五表に見る如くであるが、之を第二表と比較するに(第二表は現在人口であるが)、高出生率村たるC村は人口増加を見たるに反し、低出生率諸村は何れもかなりの人口減少を見てゐる。又出生率は昭和十六年二月二十日より昭和十七年二月十九日迄の一箇年間のみの數字であるにも拘らず、夫々の率は全く既述の過去の出生率の傾向と一致してゐる。

又常住人口の年齢構成は第四圖より第八圖迄に見る如く高出生率村たるC村は人口ビラミッドの下部の幅が非常に廣く過去に於ける其の旺盛なる出産力を偲ばしむるに充分である。青島村の過半は多くの近代農村人

第五表 調査村ノ人口及出生率(館、上田、窪田三氏ニ據ル)

常住人口(昭和十七年二月二十日現在) 出生率(昭和十六年二月二十日ヨリ昭和十七年二月十九日至ル一箇年間)

高 C 村	低 D 村	E 村	F 村	G 村
四三八九				三一・九〇
一七〇三				二四・六六
三四二四				二〇・七四
一三六二				一八・三六
二〇六九				一五・四七

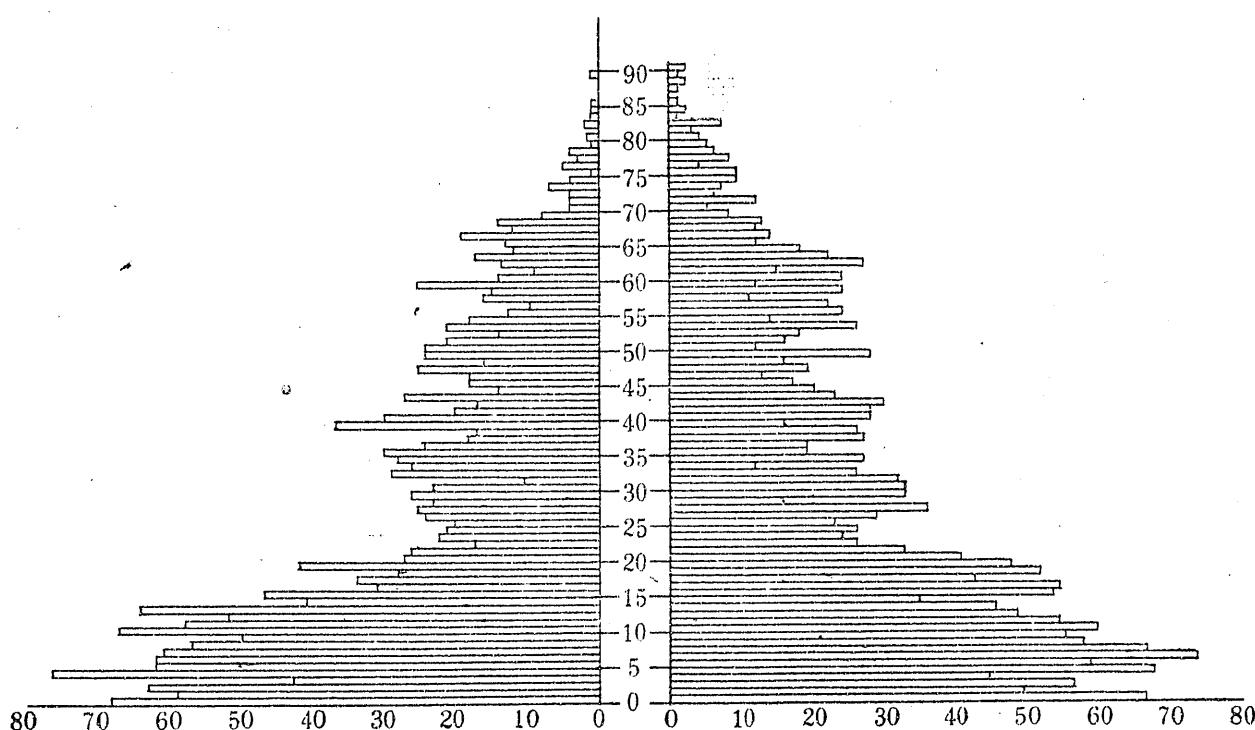
口に於て見受ける處と全く同様で、大都市への出稼又は移住によるものと考へられる。低出生率村たるD村以下四箇村の人口ピラミッドは、何れも前者に比して下部の幅狭く長い間低出生率状態にありし事が之のみにて明瞭に知り得られる。又青年層の陥凹は更に著明で、就中特異な事實は之が女子青年層に於ても相當著しいことであつて、之は後述する如く之等の諸村の青年女子が東京其他へ女中奉公に出づる者が多い爲と思はれる。

次に出生率に最も重要な關係を有する妊娠可能年齢に在る女子人口の割合を見るに(第六表参照)、低出生率村中のD、E兩村は一五歳乃至四九歳の女子人口の常住總人口に對する割合は高出生率村たるC村と殆ど等しく何れも二二%臺であり、他のF村及G村は僅かにC村よりも少く前者は二〇・七%、後者は一九・〇九%である。又、最も妊娠力高しと見られる二〇歳乃至三四歳の女子人口率を比較すると、低出生率村中のD、E兩村は寧ろ

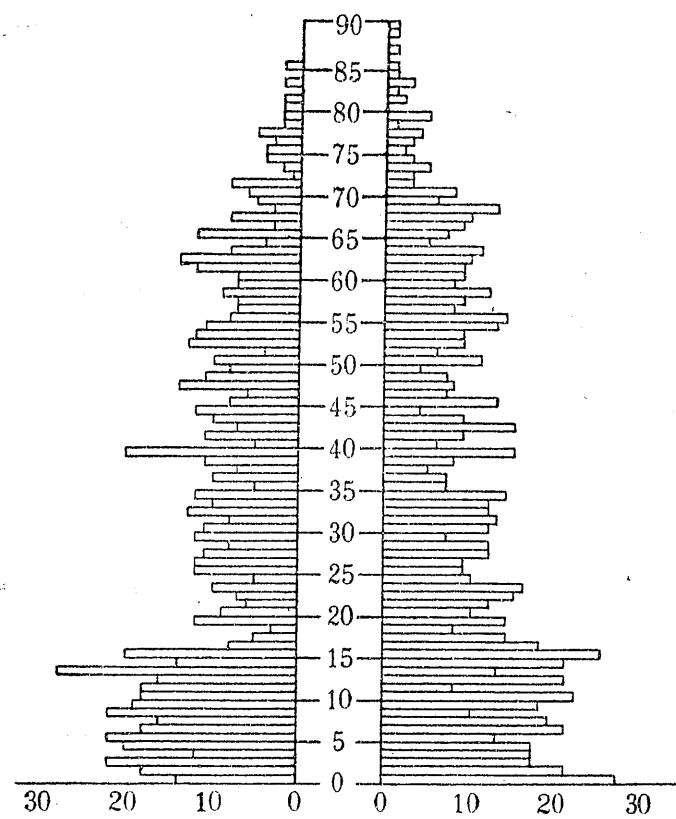
第六表 特殊年齢階級女子人口率比較

	C 村	D 村	E 村	F 村	G 村
十五歳乃至四十九歳女子人口	三・七四	三・三〇	三・四〇	三・七〇	一九・〇九
常住總人口ニ對スル割合(%)	九・五〇	一〇・二六	一〇・〇一	八・八八	七・九七
常住總人口ニ對スル割合(%)					

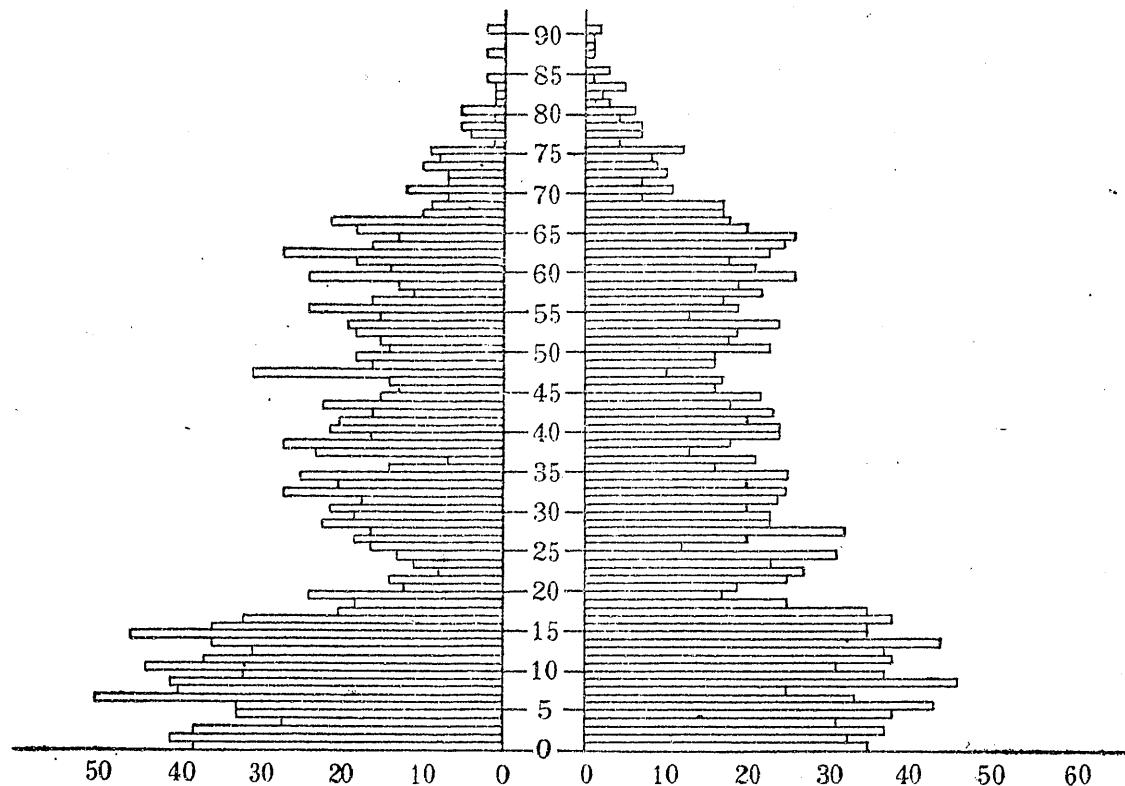
第四圖 C村(高出生率)年齡別人口構成



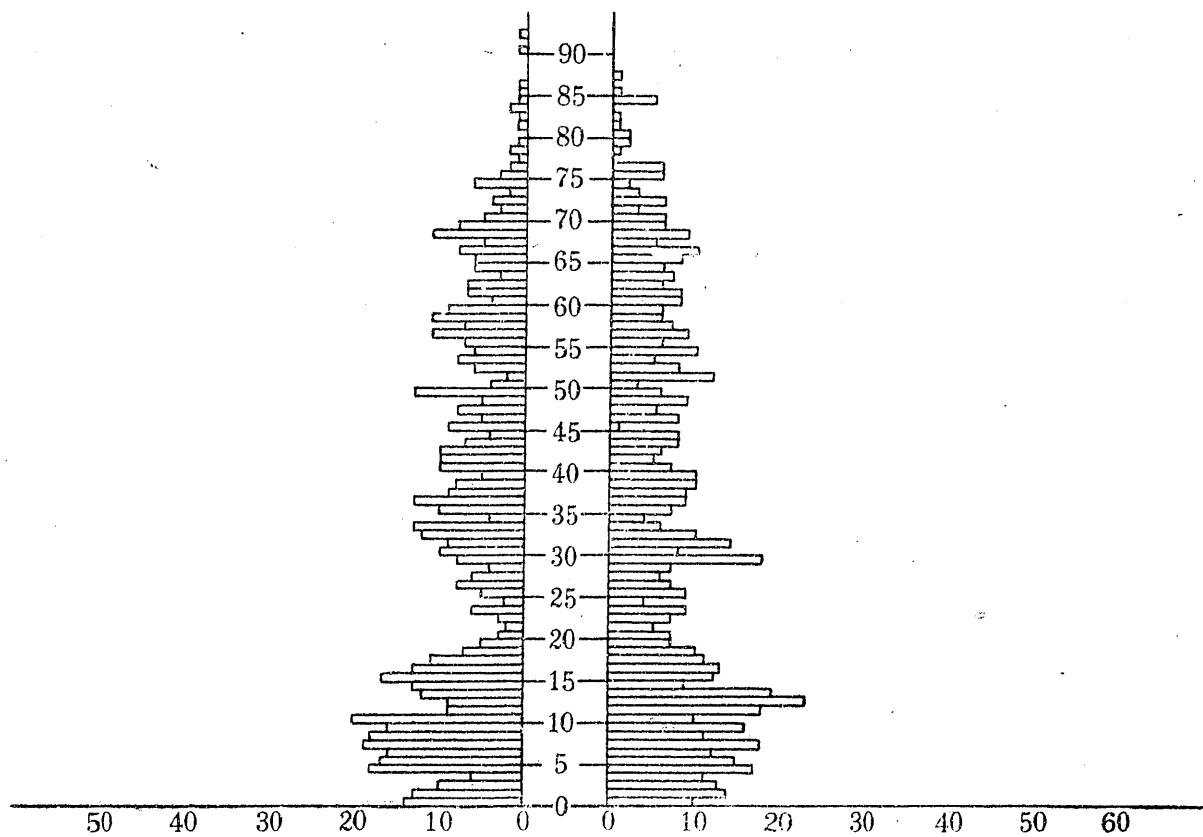
第五圖 D村（低出生率）年齡別人口構成



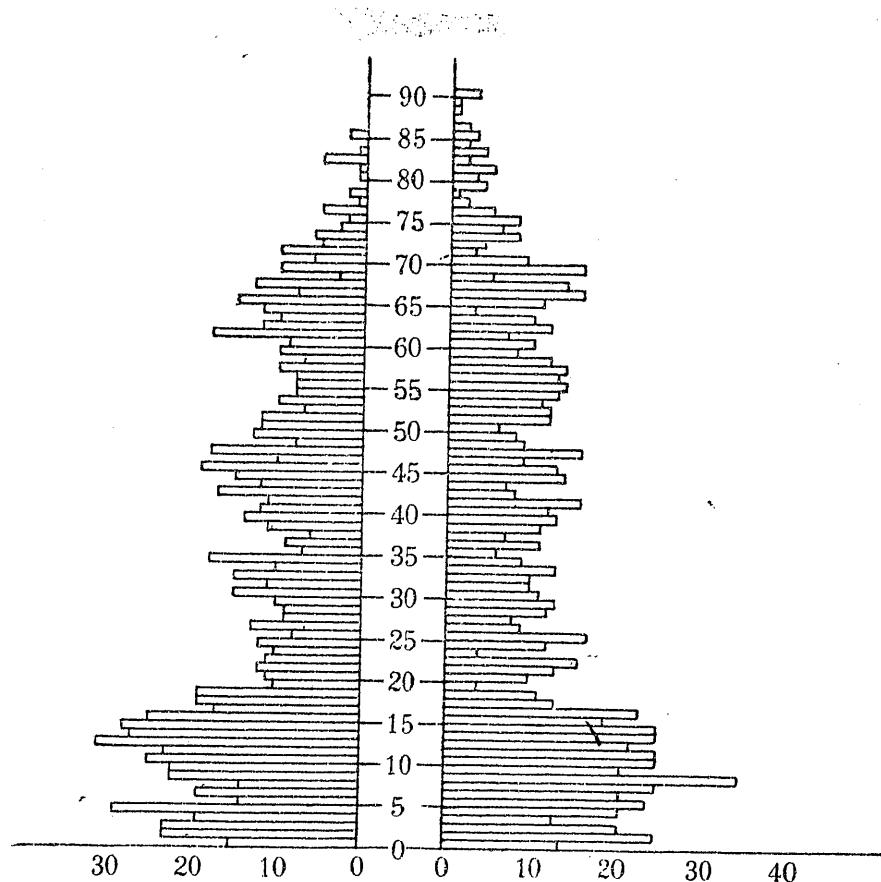
第六圖 E村（低出生率）年齡別人口構成



第七圖 F村年齡別人口構成



第八圖 G村(低出生率)年齡別人口構成



C村よりも其の割合多く、F、G両村はC村よりも低率である。斯くの如く同じ地域中に在る低出生率諸村たる之等四箇村の特殊年齢階級女子人口率が相互に幾分づゝ相違し、而も高出生率村たるC村の率と相前後する事よりすれば、之等の低出生率諸村の低出生率の原因として女子人口率の異常を擧げる事は不當であらう。

次に妊娠可能年齢に在る女子の有配偶率を年齢階級別に比較するに（第七表参照）、總計に於ては高出生率村たるC村が最も有配偶率低く、其の内一五一一九歳及び二〇一二四歳階級では低出生率村中のE、F、G三箇村はC村よりも低率であるが、其の他の年齢階級では明かな差異を認め得られない。従つて高低兩群の出生率の差異の原因として有配偶率の差異が著しい役割を爲してゐるとは考へられない。

第七表 年齢階級別有配偶女子率比較

年齢階級	高出生率村					低出生率村				
	C村(%)	D村(%)	E村(%)	F村(%)	G村(%)	二〇歳未満	二〇一二四	二五一一九	一九三	一四三
一五一一九	四・三七	五・〇六	二・六五	一・八九	一・四三	二〇・一	二五・一	三〇・一	一九・三	一四・三
二〇一二四	五・〇・六七	五・三・九七	四・六・二八	四・〇・六三	四・二・三一	二〇・一	二五・一	三五・一三九	一五・六	一四・三
二五一一九	八六・八六	八三・六七	八三・三三	九三・六二	七九・三一	二五・一	三〇・一四四	四〇・一四四	一九・三	一四・三
三〇一一四	九四・六二	九二・〇六	九一・一一	八八・一〇	八六・五四	三〇・一三四	三五・一三九	四〇・一四四	一九・三	一四・三
三五一一三九	九〇・六五	九二・八六	九〇・二三	九一・一一	九五・八三	三五・一三九	三〇・一三九	三〇・一三九	一九・三	一四・三
四〇一一四四	八五・二七	九五・三五	八一・二三	九一・一八	九二・九八	四〇一一四四	四〇一一四四	三五・一三九	一九・三	一四・三
四五一四九	八六・〇二	八四・六二	七八・六七	八二・七六	九〇・九〇	四五一四九	四五一四九	三五・一三九	一九・三	一四・三
計	六一・七二	六六・一四	六二・九七	六七・七三	六六・五八	計	計	計	計	計

(二) 初婚年齢

六、有配偶婦人に就て行ひたる調査の結果

先づ出生率の差異を惹起する重大要因たる初婚年齢（同棲開始時）に就て観察する。高群婦人八一二名の内夫妻共に再婚なる者及び夫妻の何れかが再婚なる者合計一四八名並に調査票整理の結果初婚年齢不明なる者五名を

前述の如く調査の対象は四五歳未満の有配偶婦人である。調査員數はA

村二二八、B村一八八、C村四〇六、以上高出生率村（以後高群と略稱する）合計八一二、D村一七八、E村三四一、F村一五四、G村一四三、以上低出生率村（以後低群と略稱する）合計八一六、總計一六二八である。記述の煩を避ける爲今後特に必要ある場合の他は高群及び低群の二群に纏めて記すこととする。

調査婦人の年齢階級別人員數は第八表に見る如く二〇歳以上四五歳未満の各年齢階級共に夫々大差が無いが、高群に於ては低群よりも二〇一二四

第八表 被検査者現在年齢

年齢	高出生率群		低出生率群		計
	人數	百分比	人數	百分比	
二〇歳未満	一〇	一四	一四	一四	二四
二〇一二四	一九三	九六	三七四	三三九	六三三
二五一一九	一八九	九六	四〇〇	三六五	七〇五
一九三	一八一	九六	三三九	三三〇	六七四
一四三	一七四	九六	三三〇	三三〇	六六六
三〇一一三九	一五六	九六	三三九	三三〇	六九八
三五一一三九	一五六	九六	三三九	三三〇	六九八
四〇一一四四	一一六	九六	三三九	三三〇	六九八
四五一四九	一四九	九六	三三九	三三〇	六九八
四五以上	二六五	九六	三三九	三三〇	六九八
計	八一二	一〇〇	一四三	一四三	二二八

除く六五九名の平均初婚年齢は18.91±0.0826で、之に對し低群では再婚者合計一三三名、初婚年齢不明瞭なる者二名を除く六八二名の平均初婚年齡20.98±0.100であり後者は前者よりも實に二・〇七年も晚婚である。夫々の年齢分布は第九表の如く其の間に明かな差を認め得る。斯くの如き初婚年齢の差は兩群の出生率の差を惹起した諸原因の内で主要なる位置を占めるものと考へられる。

第九表 初婚年齢分布比較

初婚年齢	高出生率群		低出生率群		計
	實數	%	實數	%	
一三歳	三	○・四六	一	○・二九	六五九
一四歳	七	一・〇六	二	○・四四	一〇〇・〇〇
一五歳	三	四・二五	三	一・〇四	六八二
一六歳	七	一・〇七七	二八	一・〇四一	一〇〇・〇〇
一七歳	一二三	一八・六六	五〇	一・〇四一	一
一八歳	一八	一七・九一	七	一・〇四一	一四
一九歳	一四一	二一・四〇	九五	一・三・九三	一
二〇歳	八六	一三・〇五	一二五	一六・八六	一
二一歳	三八	五・七七	一〇〇	一四・六六	一
二二歳	三二	三・一九	八〇	一・七三	一
二三歳	二二	〇・九一	六一	八・九四	一
二四歳	二一	一・一二	三二	四・五五	一
二五歳	二一	〇・三〇	三二	三・〇八	一
二六歳	一六一	〇・四六	一九	一五一一	一
二七歳	一七	〇・四六	一九	一五一一	一
二八歳	一四	〇・一五	一九	〇・六二±〇・〇九一	一
二九歳	一四	〇・一四	一九	N=五二	一
三〇歳	一	一〇	一九	N=一〇五	一
	一〇	一四	三一八四±〇・一三九	N=四二	一
	一〇	一一	四・四一±〇・三八四	N=二二	一

(二) 出産力比較

先づ被調査婦人中より夫妻共に初婚なるものを選び、更に其の内から婚姻年時の不明瞭なるもの及び記載の不明なるもの二三票を除いたものにつき結婚年齢別同棲期間別出産力を算出した。結婚年齢一五歳未満のもの及び二十五歳以上のものの數は何れも甚だ少數であるので觀察から除き（除外數六二）、一五歳以上二十五歳未満で結婚せるものを二階級に分ち、更に之を同棲期間別に（五年間隔）分つて夫々の平均出生兒數（死流產を含まず）を求

第十表 初婚年齢別同棲期間別出生力（死流產ヲ含マズ）

同棲期間	初婚年齢	高出生率群（Nハ該當婦人數）	
		一五一一一九	一〇一一二四
一・六一	〇	一	〇・六二±〇・〇九一
一・一七	一	四	N=五二
一・一四	一	〇・六二±〇・一〇〇	N=五〇
五	一	二・三五±〇・一〇八	N=一〇六
五	一	一・三六±〇・一九六	N=四六
五	一	N=一〇五	N=四二
五	一	N=一〇五	N=二二

一五	一	一九	五・六九±〇・一八七 N=九七	五・九五±〇・三四四 N=二二
二〇	一	二四	六・八八±〇・二五三 N=九〇	六・〇〇±〇・五七七 N=二二
二五	一	二九	七・四三±〇・四一二 N=二八	七・四三±〇・四一二 N=一
三〇	一		N=三	N=一
		計	N=四八八	N=一四六
		第十一表 初婚年齢別同棲期間別出生力(死流産ヲ含マズ)		
		低出生率群 (Nハ該當婦人數)		
	同棲期間	初婚年齡		
○	一	四	○・九二±〇・一三一 N=二四	○・六四±〇・〇七〇 N=九四
五	一	九	二・一一±〇・二三四 N=三三	二・一三±〇・一〇二 N=一〇三
一〇	一	一四	三・九一±〇・二三八 N=五八	三・二三±〇・一八一 N=七一
一五	一	一九	四・六五±〇・二九三 N=六〇	四・四六±〇・二六五 N=六八
二〇	一	二十四	五・四一±〇・三一八 N=五八	五・〇〇±〇・三七九 N=四二
二十五	一	二九	五・一七±〇・四八六 N=一八	一
		計	N=二五一	N=三七八

も遅く、之が兩者の出生率の差を惹起した一大要因なると思はしめたが、同
年齢階級で結婚した者同士を比較しても兩者の出産力に著明な差が認めら
れることより思考すれば、兩者の出生率の差を齎した原因が結婚年齢の如
何のみにあるのではないことが明かに證示されてゐると言ひ得よう。

次に若し假りに此の低群の低出産力が其等の婦人の體質が生物學的に劣なるが爲に起因するものならば、其の婦人群に於ける不妊者の割合(不妊率)が高群の婦人に比して多かるべき事が豫想される。そこで兩群婦人の初婚年齢別同棲期間別不妊率を算出して見た(不妊率算出に際し出生兒無くも死流產有る者は之を不妊者の中に加へず、又現在妊娠中の者も勿論不妊者に算へなかつた。又不妊ならざる者の内問診に際し答申の不正確なし爲第一子出生時の時日が結婚時よりも前の如き記述ありし調査票高群に於て一一票低群に於て一〇票ありし爲、之等の數の不妊ならざる者に對する割合を計算し、不妊者に於ても之と同様の割合の誤差を含むものとの見込により、各項の不妊者數より此の割合の率を乗じたる數を差引き、之を補正したる不妊者數とし之により不妊率を計算した。)

第十二表 初婚年齡別同棲期間別不妊率

めたのが第十表及び第十一表である。此の兩者を比較して明かに知り得ることは、初婚年齢一五一一九歳のものでは同棲期間一〇一一四年迄は高群と低群との間に殆ど差を認め得ないが、一五一一九年以上になると低群の方が著しく平均出生兒數が少くなつて居ることである。又初婚年齢一〇一一四年のものでは同棲期間一〇一一四年以後に於て既に低群の方が遙かに低い値を示してゐる。前述の如く低群は高群よりも平均初婚年齢が二・〇七年

初婚年齢別同棲期間別不妊率		低出生率群(死流産有リシ者ハ不妊者ニ加ヘズ) (現在妊娠中ノ者モ勿論不妊者ニ加ヘズ)	
初婚年齢	同棲期間	上ノ内不妊ノモノ 該當 實數(括弧内ハ) % 婦人 數	上ノ内不妊ノモノ 該當 實數(括弧内ハ) % 婦人 數
○一四二四	(三・九三)一六・三八±七・五四	九四	三〇 二九・四七 三一・三七±四・七八六
五一九三	(五・九〇)六一七・八八±六・六七〇	一〇三	七 六・六八±二・四六〇
一〇一四五八	(〇・九八)一六・九±一・六九二	七一	(三・九三)四 五・五四±二・七一五
一五一九六〇	(一・九七)三・二八±二・三九九	六八	(二・九五)三 四・三四±二・四六六
二〇一一四五六八	(一・九七)三・三九±二・三七六	四二	(二・九五)三 七・〇一±三・九四三
二五一九一八	〇	—	—
計	二五	一五	一三七八 四七

第十三表

初婚年齢別同棲期間別不妊率

計四八

同上

1

第十五表

妻人年齡別

第十三表 初婚年齢別同棲期間別不妊率

低出生率群現列在流產有り姪娠申シ者モ勿論不姪者ニ加ヘズ

卷之三

二三

一一四

而して其の他に就ては意義ある著明な差を認め難い。要するに此の結果によれば不妊率に就ては確實な決論は得られない。

次に農村の人口の結婚年齢は極く不正確なる故に出産力の計算に際しては第一にこれを考慮することとする。

に算出すべきであると云ふ古屋博士の方法(第一出生速度表)に従つて高低兩群の出産力を比較して見たが(第十四表及第十五表)、前述の結婚年齢別に觀察せる場合と全く等しく第一子出生時の妻の年齢の如何を問はず同様期間の増すと共に低群は高群よりも出生速度が劣つて来る事實を見る事が

出来る。

(三) 夫の職業

調査地域は何れも農村であるので被調査婦人の夫の職業を純農業者、農業と共に他の職業を兼ねたるもの、農業を營まずに他の職業のみなるもの、の三者に分つて夫々の割合を見るに第十六表の如く高低兩群(高群ではC村のみは時間の都合上調査し得なかつた)何れも大部分は純農業者であつた。

第十六表 夫の職業

職業別	高出生率群		低出生率群		計
	高 低 別	實 數	高 低 別	實 數	
純農業家	農	三三一	八一・五三	六四四	七八・九二
兼業農家	五四	一三・三〇	八三	一〇・一七	
其他ノ職業	二一	五・一七	八九	一〇・九一	
	四〇六	一〇〇・〇〇	八一六	一〇〇・〇〇	

り、農業を營まざる者の割合が低群に於て稍多數なりと考へらるゝ他は兩者の間に著しい差は見られない。

次に純農業者の耕作段別を一町未満、一町以上二町未満、二町以上の三階級に分つて兩群を比較するに(第十七表)其の間に著明な差異を發見する。即ち高群では一町未満一四・九七%、一町以上二町未満三八・三三%、二町以上四六・八二%であるが、低群では一町未満五・七四%、一町以上二町未満四〇・一六%、二町以上四・一〇%である。即ち高群では二町以上

第十七表 農業者の耕作段別

耕作段 數	高出生率群		低出生率群		職業別 數
	高 低 別	實 數	高 低 別	實 數	
一町未満	四七	一四・九七	三四〇	五五・七四	中四一
一町以上二町未満	一二〇	三八・三三	二四五	四〇・一六	一〇・一〇・一・四九五
					四〇・五五四九・六三・一・七五

第十八表 結婚前の職業

職業別 數	高出生率群		低出生率群		職業別 數
	高 低 別	實 數	高 低 別	實 數	
看護婦	女	中四一	一〇・一〇・一・四九五	四〇・五五四九・六三・一・七五	看護婦
産婆	教員	三	一	一二	看護婦見習
事務員	事務員	一	一	二	産婆

	女	女	日	女	藝	旅	合
理髮師及結髮屋							
工	五	一	〇	一	一	一	計
儲	一	一	一	一	一	一	營
給	一	一	一	一	一	一	經
婦	一	一	一	一	一	一	及
女	一	一	一	一	一	一	妓
工	一	一	一	一	一	一	館
理	一	一	一	一	一	一	髮
髮	一	一	一	一	一	一	屋
屋	一	一	一	一	一	一	

有する者一四・七八%なるに對し、低群は五四・〇四%に及び、而も其の内女中奉公を爲したる經驗有る者の割合は前者は全婦人の一〇・一〇%、後者は四九・六三%であつて、低群の方が高群の五倍に上る多數である。人々の言ふ處によれば一般に安房郡の女子は結婚前に主として東京方面に女中奉公に出づる事が昔からの風習の如く思はれるが、其の結果之等の女子が都會地の好ましからざる影響を蒙り、思想的にも個人主義的享樂主義的になると共に體質にも悪しき變化を受け、同時に結婚年齢の比較的遲延（全國平均よりも早いが、同縣高出生率地域よりも遅れる）を來すに非ざるやと考へられる。而して斯かる推測が果して實證し得られるや否やを確むる爲に、

但群婦人を(イ)女中奉公の経験を有する者(ロ)其他の職業に從事せる経験有る者、(ハ)職業に從事せる事無き者の三者に分ち、先づ夫々の平均初婚年齢を比較するに(イ)11.111名の平均結婚年齢は 21.32 ± 0.194 で、(ロ)

第十九表 初婚年齡比較
(低出生率群)

			初婚年齢
一 五	四	百 分 率	女中奉公セル者
一 一	一 一	實數	其他ノ職業ニ從事セル者
一 一	一 一	百分率	職業ニ就キタルコトナキ者
一 一	一 一	實數	
三	二	百分率	
○九四	○六三	實數	

せる者が著しく晩婚なりとは言ひ難い。

次に女中奉公の経験有る者と、職業に就職せる事無き者との二者の内の初婚者に就き、其の第一子出生時の本人の年齢一〇一一五歳の者のみに就き（第一子出生時の年齢一〇歳未満と二五歳以上のものは甚だ少數なる爲除外する）同棲期間別出生力を比較するに、（第二十表参照）同棲期間一〇年以上で

III 1名は平均 21.95 ± 0.402 (イ) 110名の平均は 20.56 ± 0.153 であつて
(イ)は最も早く(ロ)に次ぎ(ハ)が最も遅い。而して(イ)と(ハ)の差は統
計學的に有意義であるが、其の差は僅か〇・七六年であつて女中奉公を爲

第二十表 結婚前ニ女中奉公ノ経験ヲ有スル者ト何等ノ職業

ニモ就職セルコト無キ者トノ出生率比較(死流産ヲ含マズ)

(第一子出生時ノ本人ノ年齢)一〇一二五ノモノノミ)

同棲期間 女中奉公ノ経験有ル者 就職セルコト無キ者

○・四四±〇・〇八〇 ○・三七±〇・一四〇

○・一五 ○・一五

五 一〇 一〇 一・七三±〇・一四六

一〇一一一五 三・二四±〇・一九八

一五一一一〇 四・三三±〇・二八八

一〇一一二五 五・五三±〇・四九七

一五一一一〇 四・〇三±〇・三三九

一〇一一二五 N=一九五

一〇一一二五 N=一七一

一〇一一二五 N=一九五

一〇一一二五 N=一七一

(六) 血族結婚頻度

血族結婚なりや否やは被調査者の大部分に就て調査する事を得たが、高

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

第二十一表 夫ノ學歴

高出生率群 低出生率群

實數 % 實數 %

高出生率群 低出生率群

第二十二表 本人ノ學歴

高出生率群 低出生率群

實數 % 實數 %

高出生率群 低出生率群

第三表

低兩群共に甚だ高率である(第二十三表)。即ち從同胞、半從同胞、再從同胞に遠縁關係をも含めた血族結婚率は高群二〇・五%，低群二三・一%に及び、其の内の從同胞のみでも高群一〇・六%，低群二一・六%である。厚生省の千葉縣某村に於ける調査でも從同胞結婚率一〇・一五%であるから、一般に千葉縣では高血族結婚率を示してゐるのではないか。何れにして

も十四歳及び十五歳であり、又平均初經年齢も高群は 15.02 ± 0.044 、低群は 14.53 ± 0.049 で略々相等しきものと見て良い。即ち性的成熟の時期に關しては兩群の間に差異を認め得ない。

第二十四表 初經年齡比較

初經年齡	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
一	一	一	六	○・七±〇・三一
二	三	三	三五	三・一±〇・六二
三	二五	一四・四±一・二四	六八	八・四±〇・九七
四	一四四	一七・八±一・三四		
五	三六八	三三・六±一・六七	三三四	二七・六±一・五七
六	三三五	二八・二±一・五九	二三二	二七・四±一・五七
七	一二四	一四・三±一・二四	八九	一一・〇±一・一〇
八	五六	四・五±〇・七四	三八	四・七±〇・四七
九	一九	八〇・六±〇・二八	一四	一・七±〇・四六
十	七九八	〇・五±〇・二五	一	〇・一±〇・一一
十一	八一			
十二				
十三				
十四				
十五				
十六				
十七				
十八				
十九				
二十				
二十一				
二十二				
二十三				
二十四				
二十五				
二十六				
二十七				
二十八				
二十九				
三十				
三十一				
三十二				
三十三				
三十四				
三十五				
三十六				
三十七				
三十八				
三十九				
四十				
四十一				
四十二				
四十三				
四十四				
四十五				
四十六				
四十七				
四十八				
四十九				
五十				
五十一				
五十二				
五十三				
五十四				
五十五				
五十六				
五十七				
五十八				
五十九				
六十				
六十一				
六十二				
六十三				
六十四				
六十五				
六十六				
六十七				
六十八				
六十九				
七十				
七十一				
七十二				
七十三				
七十四				
七十五				
七十六				
七十七				
七十八				
七十九				
八十				
八十一				
八十二				
八十三				
八十四				
八十五				
八十六				
八十七				
八十八				
八十九				
九十				
九十一				
九十二				
九十三				
九十四				
九十五				
九十六				
九十七				
九十八				
九十九				
一百				
一百一				
一百二				
一百三				
一百四				
一百五				
一百六				
一百七				
一百八				
一百九				
一百十				
一百十一				
一百十二				
一百十三				
一百十四				
一百十五				
一百十六				
一百十七				
一百十八				
一百十九				
一百二十				
一百二十一				
一百二十二				
一百二十三				
一百二十四				
一百二十五				
一百二十六				
一百二十七				
一百二十八				
一百二十九				
一百三十				
一百三十一				
一百三十二				
一百三十三				
一百三十四				
一百三十五				
一百三十六				
一百三十七				
一百三十八				
一百三十九				
一百四十				
一百四十一				
一百四十二				
一百四十三				
一百四十四				
一百四十五				
一百四十六				
一百四十七				
一百四十八				
一百四十九				
一百五十				
一百五十一				
一百五十二				
一百五十三				
一百五十四				
一百五十五				
一百五十六				
一百五十七				
一百五十八				
一百五十九				
一百六十				
一百六十一				
一百六十二				
一百六十三				
一百六十四				
一百六十五				
一百六十六				
一百六十七				
一百六十八				
一百六十九				
一百七十				
一百七十一				
一百七十二				
一百七十三				
一百七十四				
一百七十五				
一百七十六				
一百七十七				
一百七十八				
一百七十九				
一百八十				
一百八十一				
一百八十二				
一百八十三				
一百八十四				
一百八十五				
一百八十六				
一百八十七				
一百八十八				
一百八十九				
一百九十				
一百九十一				
一百九十二				
一百九十三				
一百九十四				
一百九十五				
一百九十六				
一百九十七				
一百九十八				
一百九十九				
一百二十				
一百二十一				
一百二十二				
一百二十三				
一百二十四				
一百二十五				
一百二十六				
一百二十七				
一百二十八				
一百二十九				
一百三十				
一百三十一				
一百三十二				
一百三十三				
一百三十四				
一百三十五				
一百三十六				
一百三十七				
一百三十八				
一百三十九				
一百四十				
一百四十一				
一百四十二				
一百四十三				
一百四十四				
一百四十五				
一百四十六				
一百四十七				
一百四十八				
一百四十九				
一百五十				
一百五十一				
一百五十二				
一百五十三				
一百五十四				
一百五十五				
一百五十六				
一百五十七				
一百五十八				
一百五十九				
一百六十				
一百六十一				
一百六十二				
一百六十三				
一百六十四				
一百六十五				
一百六十六				
一百六十七				
一百六十八				
一百六十九				
一百七十				
一百七十一				
一百七十二				
一百七十三				
一百七十四				
一百七十五				
一百七十六				
一百七十七				
一百七十八				
一百七十九				
一百八十				
一百八十一				
一百八十二				
一百八十三				
一百八十四				
一百八十五				
一百八十六				
一百八十七				
一百八十八				
一百八十九				
一百九十				
一百九十一				
一百九十二				
一百九十三				
一百九十四				
一百九十五				
一百九十六				
一百九十七				
一百九十八				
一百九十九				
一百二十				
一百二十一				
一百二十二				
一百二十三				
一百二十四				
一百二十五				
一百二十六				
一百二十七				
一百二十八				
一百二十九				
一百三十				
一百三十一				
一百三十二				
一百三十三				
一百三十四				
一百三十五				
一百三十六				
一百三十七				
一百三十八				
一百三十九				
一百四十				
一百四十一				
一百四十二				
一百四十三				
一百四十四				
一百四十五				
一百四十六				
一百四十七				
一百四十八				
一百四十九				
一百五十				
一百五十一				
一百五十二				
一百五十三				
一百五十四				
一百五十五				
一百五十六				
一百五十七				
一百五十八				
一百五十九				
一百六十				
一百六十一				
一百六十二				
一百六十三				
一百六十四				
一百六十五				
一百六十六				
一百六十七				
一百六十八				
一百六十九				
一百七十				
一百七十一				
一百七十二				
一百七十三				
一百七十四				
一百七十五				
一百七十六				
一百七十七				
一百七十八				
一百七十九				
一百八十				
一百八十一				
一百八十二				
一百八十三				
一百八十四				
一百八十五				
一百八十六				
一百八十七				
一百八十八				
一百八十九				
一百九十				
一百九十一				
一百九十二				
一百九十三				
一百九十四				
一百九十五				
一百九十六				
一百九十七				
一百九十八				
一百九十九				
一百二十				
一百二十一				
一百二十二				
一百二十三				
一百二十四				
一百二十五				
一百二十六				
一百二十七				
一百二十八				
一百				

である。

月經の順調なるものに就き其の周期を比較して見るに(第二十五表)兩者共三〇日型及び二八日型が大部分を占めて居り、其の割合にも差異を認められない。又、月經持続日數(第二十六表)並に經血量(第二十七表)に於ても著しい差は存しない。

第二十五表 月 經週期

第二十六表

低出生率群

月經隨伴症候として腰痛、腹痛、腹部膨満感、頭痛、眩暈、肩張り、
氣、欲眠狀態、齒痛等が擧げられるが、之等の症候を有する者の割合は高
群では四〇六名中一二三名(27.9+2.218%)、低群では八一六名中二一九
名(26.8+2.904%)であつて之も兩者殆ど相等しい。

2 白帶下を有する婦人の頻度

白帶下の有無を以て當該婦人の性器疾患有無判定の指標と爲し能はざる事は岡山縣に關する調査報告に於て述べた通りであるが、一の参考とする爲に問診を行つた。其の結果は第二十八表に見る如く白帶下を有する者の

第二十八表 白帶下を有する婦人の頻度

帶白		白帶下有者		無不		白帶		出生率群	
少	計	き	者	明	者	少	量	中等量	帶白
一九		一九七		一九八		一九六		一三二	高出生率群
一九		一一		四八·八		四〇六		一〇〇·〇〇	實數
九·六		二七		四八·五		四〇七		六一·一	%
三〇		三		四九·七		四九·七		八一·六	實數
七·四		○四		四九·九		四九·九		二八九	%
		七一·一		一〇〇·〇〇		一〇〇·〇〇			低出生率群

			て就に者る有下帶白	
量	中等量	一九	九・六	三〇
多量	不明	七	三・五	七・四
少量	有り	五一	二五・八	一・二
無し	不 明	六三	三一・八	二〇・二
	四四	九一	四六・〇	六五
	三四二		二九四	一六・〇
	四七			七二・四
	二一六			一・六
				七

3 婦娠障礙頻度

妊娠障礙としては妊娠と直接的の關係ありと認められる疾患即ち妊娠中の疾患たるつはり、悪阻、浮腫、腎臟炎、妊娠腎と子宮外妊娠とに限り、妊娠中の疾患であつても、直接的の關係無き疾患例へば結核、胃腸疾患、氣管炎、膽石症、黃疸等は算へなかつた。而して被検婦人の既往總妊娠數に對する割合を檢したのである(第二十九表)。然るに高群では總妊娠三四〇四中妊娠障碍有りし妊娠數一・一八で三・四七%に當り、低群では總妊娠數二七〇五中妊娠障碍有りし妊娠數五〇一で一八・五一%に及んでゐる。即ち後者は前者の約五倍の多きを示してゐる。又後者の頻度は岡山に於ける

第二十九表 妊娠障碍頻度

	出生率群		出生率群				
種	別	實數	%	種	別	實數	%
浮	腫	七二	一·二一±〇·二四七	四一八	一五·四五±〇·六九五	三四〇	四
子宮外妊娠		四〇	一·一八±〇·一八五	一二三	四·一八±〇·三八五	二七〇	五
腎臟炎及妊娠腎		七	〇·二一±〇·〇七八	八	〇·三〇±〇·一〇五		
二回算ヘタモノ		一〇	〇·三±〇·〇二八	二	〇·〇八±〇·〇五四		
		一	四〇				

種別	浮腫	つはり及悪阻	子宮外妊娠	腎臓炎及妊娠腎	妊娠障碍
實數	%	%	%	%	%
七三二・一二±〇・二四七	四一八	一五・四五±〇・六九五	一一三	四・一八±〇・三八五	一一八三・四七±〇・二八二
四〇一・一八±〇・一八五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇一
七〇一・一±〇・〇七八	八	〇・三〇±〇・一〇五	二	〇・〇八±〇・〇五四	五〇
一〇〇三±〇・〇二八	二	〇・三〇±〇・一〇五	一	〇・〇八±〇・〇五四	一
二回算ヘタモノ	二				
妊娠障碍 合計					

第三十表 現在妊娠者ノ妊娠障礙頻度

高出生率群 低出生率群

妊娠障碍種別	實數	%	實數	0/0
つはり及悪阻	一二	一四・八一±三・九四七	一九	二三・七五±四・七五八
浮腫	四	四・九四±二・四〇八	一一	一三・七五±三・八五〇
二回算(タモノ)	二		一	四
姉娠障碍 合計	一四	一七・二八±四・二〇一	二六	三三・五〇±五・二三七
調査者の教育程度、過敏性等に影響される處が甚だ大であり、右の様な差異も絶對的のものとは爲し難いが、茲に見られる如き顯著な差異は斯くの如き種々の社會的並に心理的條件のみにより生じたものとは考へられず、恐らく其の醫學的眞相を示してゐるものとして差支へないであらう。				

以上の如き差異が單に兩群婦人の記憶力の差異に依るものでない事の反證として、右の内現在妊娠中の人々のみに就て妊娠障碍の有無を検した處、高群では現在妊娠中の者八一名中妊娠障碍有る者一四名（一七・二八%）なるに對し、低群では八〇名中二六名（三一・五〇%）であるから後者は前者の二倍に近い割合である事實を擧げる事が出来る。併し兩群共に現在妊娠中の者の妊娠障碍頻度が妊娠總數に對する障碍頻度よりもかなり高く、而も高群に於て之が著明である事實は之等の婦人が過去に於ける輕度の障碍を忘却せる爲に依るものと考へねばならない。

4 分娩異常頻度(第三十一表參照)

分娩總數に對する分娩異常の頻度は高群に於ては三四〇四中一二二例で、〇・六五%であり、低群に於ては二七〇五中一〇六例で三・九二%に當る。

即ち後者は前者の約六倍に及んでゐる。而して其の内訳を見るに胎位異常、鉗子分娩等何れも低群の方が著明に多く、其の他長時間を要したる分娩又は單に難産と答へたもの(表に於ては「其他ノ難産」として括す)が低群に於て甚が多い。單に難産と言はれるものは被調査者の主觀に左右され

第三十一表 分娩異常頻度

分娩 總數	高出生率群		低出生率群	
	種別	實數	種別	實數
胎位異常	八	一四〇・一四±〇・〇八四	一六	〇・五九±〇・一四七
早期破水	一	一	四	〇・一五±〇・〇七四
陣痛微弱	一	一	一	一
鉗子分娩	六	〇・一八±〇・〇七三	一一	〇・四一±〇・一二三
臍帶経緯及下垂	一	一	四	〇・一五±〇・〇七四
前置胎盤	一〇〇	三±〇・〇三〇	一	一

分娩 異常合計	胎盤発育不全		後產娩出困難		出血多量		其ノ他ノ難產		二回数(タモノ)	
	種別	實數	種別	實數	種別	實數	種別	實數	種別	實數
分娩異常合計	二二〇・六五±〇・一三八	一〇六	三・九一±〇・三七三	一	二	一〇〇	二〇・〇七±〇・〇五	一	二	一〇〇
其ノ他ノ難產	七〇・二一±〇・〇七八	五四	一・九九±〇・二六九	一	六〇・二二±〇・〇九〇	一	一・五±〇・〇七四	一	一	一
二回数(タモノ)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ることが甚だ大きいので之のみでは明確な結論を下し難いが、之を除く他の分娩異常が何れも低群に於て高群よりも多數を示してゐる事實よりすれば、分娩に關する生物學的體質に就て低群は高群よりも劣弱なるに非ざるやを思はしめる。

5 死流產頻度(第三十二表參照)

妊娠七箇月未満の妊娠中絶を流產とし、七箇月以後の其れを死產として夫々の分娩總數に對する割合を見るに、高群は流產率一・五三%、死產一・九七%、死流產合計三・五〇%であり、低群は流產三・五五%、死產一・〇%、死流產合計五・五五%であつて、低群の流產率は高群の二倍以上であり、死產は略同率である。又流產の内人工流產の割合は低群の方が多いが、之を除く自然流產の頻度其のものも低群の方が高い。流產も被調査者の記憶及び之に對する知識の有無により調査の結果が相當影響を受けるものであるが、兎に角本調査の結果に關する限り低群の生殖力が稍、高群よりも劣る如き成績を示してゐる。

第三十二表 死流產頻度

分娩 總數	高出生率群		低出生率群	
	種別	實數	種別	實數
分娩 總數	三四〇四		二七〇五	
種別				
高出生率群				
低出生率群				

右ノ内人工死産	子宮外妊娠	一〇〇三±〇〇三	二〇〇七±〇〇五
胞狀鬼胎	一	二〇〇七±〇〇五	
人工流產	四〇一二±〇〇五九	一一〇四±〇・一二三	
死産	(妊娠七ヶ月以後)六七	一九七±〇・二三八	五四
死流產合計	一一九三·五〇±〇·三一五	一五〇五·五五±〇·四四〇	二〇〇±〇・二七〇

6 微毒血清反應陽性率

微毒血清反應の検査は千葉醫科大學佐藤教授の御好意により皮膚科教室

職員諸氏によつて行はれたものである。用ひたる血清反應はワツセルマン氏反應、マイニツケ氏洞濁反應、井出氏反應の三者である。検査は時間の都合により一部施行不可能の人員もあつた。其の陽性率は第三十三表に見る如く高低兩群共に驚くべき高率を示し、高群一三·五%、低群一一·二%で前者の方が寧ろ高い(詳細は⁽⁵⁾小田嶋、橋詰兩氏論文に有り)。余の同

第三十三表 微毒血清反應陽性率

被檢者數	高出生率群		低出生率群	
	五四一	七三	八一	八一六
陽性者率(%)	一三·五±一·四七	一一·二±一·一七	八一	九七
			六·一±〇·八四	一一·九±〇·七七

七、總括及結論

以上述べ來つた處を總括し高低兩出生率群の出生率の差を招來せる原因を按するに、先づ社會經濟的見地より觀れば、何れも純農村又は農山村であるが、農業者の耕作段數を比較する時兩群の間に著しき差異が見られるが、高群は比較的耕地多く低群は土地狭小であり、此の差が直ちに各村經濟狀態其のものを具象してゐるとは考へられぬとしても、兩群住民の精神生活及び思想傾向に相當顯著な影響を與へて居ると考へられる。斯くて低群地方の青年人口は村を離れて東京其他へ出稼又は永久移住を爲し、從つて低群の人口の年齢構成は甚だ不規則な形態を示し、又男女共に結婚年齢の比較的遅延を來し、更に結婚後も生活根據たる土地の狹隘は彼等の妊娠出産を控へしめる結果を生ぜしめる事が想像される。併し余が低群諸村に於て見聞せる處では之等の地域の住民が何等かの方法による産兒制限手段を講じてゐるが如き事實を發見する事は出來なかつた。

由來千葉縣は徳川時代に於て墮胎及び間引の陋習激しかりし土地であつて不妊率高きを見るは前回報告に於けると全く同様である。

て、種々の記録に就て此の事實を確める事が出来る。例へば⁽⁶⁾御書付拔抄

卷一に「明和二年乙酉十月十五日赤兒を壓殺するの陋習を嚴禁す」と題して「布令して曰く農民の輩の子女多き者にして子を擧げれば産所に於て之を壓殺するの陋習ある國ありと云ふ。不仁の極と謂ふべし。今後村吏は言を俟たず農民も亦相互に注意し以て此等の陋習を脱すべきなり。常陸、下總

二國は殊に甚だしと聞く。今後若し佗より發覺せばそれ嚴罰に處せん」とあり、本縣に於ては餘程顯著であつたものと思はれる。明治時代に入つてからも尙此の惡習が殘存してゐた事は我々の屢々聞いた處であつて、既に

本文の最初に説明した如く本縣の年次別死産率の趨勢を全國平均と比較すると明治年間には著しく高率であり、之が漸次低下して今日に於ては全國平均と殆ど相等しき率を示して居る事に依つても、恐らく明治時代には尙屢々嬰兒壓殺が行はれ死産として届出でられたものではなからうか。併し今日は高低兩群何れの地域に於ても此の様な風習の存する事實を聞く事が出來なかつた。

次、前述の如き事情により低群は高群よりも平均二年の初婚年齢遅延を來してゐるが、其の平均初婚年齢は二〇・九八年であつて他の地方に比して特に晩婚なりとは言ひ難く、又高低兩群の婦人の内同年齢階級に於て結婚せる者の出産力を比較するも尚低群の方が著しく平均出生兒數が少い事實を以てすれば、初婚年齢の差のみを以て出生率の差の原因の大なるものとする事は出來ない。勿論相當の影響を與へてゐることは事實であらう。

尚、妊娠力を阻害する社會生物學的環境的因子の一たる黴毒の罹患率は高低兩群共に同程度に高率であつて、兩群の出生率を左右する決定的要因とは考へられなかつた。

要するに結論として余は千葉縣下高低兩出生率地域の出生率の差異を惹起せる要因は、第一は等しく農業を生業とする兩地域住民の生活根據たる地方に女中奉公に出でた經驗を有してゐるが、女中奉公を爲せる者と爲さざる者との平均初婚年齢に著しき差無く、又前者の方が寧ろ高い出産力を有する事よりすれば、之等の事情が重要な原因を爲すものとも思はれない。

學歴にも著しき差異無く從つて兩群住民の文化の程度にも著明な相違有りとは言へない。

次に調査婦人自身の體質的妊娠力を觀るに、初經年齢其他の月經に關する調査事項、白帶下頻度には意義有る差が無いが、妊娠障碍頻度、分娩異常頻度及び流產頻度の三者は何れも低群に於て顯著に高く、之等の婦人の體質が素因により又は他の何等かの環境的影響により相違を來し居るに非ざるやと考へられる。此の體質の相違が遺傳と環境の何れに主として起因するものかは輕々に判断する事は出來ないが、高低兩群何れも血族結婚頻度が相當に高率なる事より考ふれば、兩群住民は昔より長い間夫々の狭い地域内で同族結婚を續けて來たものに相違無く、従つて兩者は人種體質的にかなりの差異を有するであらうと考へられ、之が兩者の婦人の妊娠力の差異を形成してゐる大なる因子であらうと思はれる。併し之を確める爲には人種學的及び體質研究的な計測を行ふ必要が有るので、他日機會を得て更に詳細なる調査を行ひ度いものと考へて居る。

尚、妊娠力を阻害する社會生物學的環境的因子の一たる黴毒の罹患率は高低兩群共に同程度に高率であつて、兩群の出生率を左右する決定的要因とは考へられなかつた。

起せる要因は、第一は等しく農業を生業とする兩地域住民の生活根據たる普通的事實ではない。

土地の廣狹の差異であり、第二は兩者の未確定の體質的差異—恐らくは遺傳生物學的—であると推定するものであら。

引用文獻

- (1) 館 総 人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性 人口問題研究II(卷)1號 特に111頁(1)及111頁(7)の項参照
 - (2) Hans Werner Eichler; Unterschiede zwischen deutschen Grossstädten mit hoher und niederer Geburtenzahl.
- Theo Seiwert; Untersuchungen über Ursachen der Unterschiede in den Geburtenziffern von 10 Städten des rheinisch-westfälischen Industriegebietes.
- Friedrich Erhard Haag; Ergänzung der Vorliegenden Ergebnisse.
Archiv. f. B.W.u.B.P.XI.jg I.1941
- (3) 橋 田 年 出生率の地域的差異に関する一考察 人口問題研究II卷十一號
 - (4) 水 卷 武 地政學一卷八號及十號
 - (5) 小田嶋信四郎、橋詠常博、千葉縣立無鹽村の徵耕調査 體性II十九卷十一號
 - (6) 日本經濟大典第五十四 德川理財會要四〇六頁

彙報

第三條 保険醫が被保険者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ

イ 投薬ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲シ
治療上數劑ヲ投與スルノ必要アリト認メラルル
場合ニ於テハ數劑ヲ投與スルコト

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 病院又ハ診療所ヘノ收容

第三章 診療方針

健康保険保険醫等の療養擔當規程に

關於厚生省告示

健康保険保険醫、保險歯科醫及び保險薬剤師の療養

擔當規程は昭和十八年三月十二日付官報を以て告示せ

られ、孰れも昭和十八年四月一日より施行せらるゝこ

ととなつた。

健康保険保険醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日)
厚生省告示第百五號

シ

一 診察

第一條 保険醫(歯科醫師タル保険醫ヲ除ク以下同ジ)

ハ健康保険法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保険ノ

被保險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當

スペシ

第二條 保険醫ハ健康保険ノ診療ニ關シ日本醫師會及

道府縣醫師會ノ指導ヲ受クベシ

第二章 診療ノ範圍

二 投薬

イ 診察ハ特ニ被保險者又ハ被扶養者ノ職業的特
性ヲ顧慮シ之ヲ爲スコト

ロ 診斷上行フ各種ノ検査ハ必要アリト認メラル
ル場合ニ之ヲ爲スコト

ハ 往診ハ傷病ノ治療上必要アリト認メラルル場
合ニ之ヲ爲スコト

二 被保險者ノ申出ナキニ拘ラズ濫ニ事業所ニ出
張シテ診療ヲ爲サザルコト

三 注射

イ 注射ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲ス
ロ 臨床上明ニ黴毒ト診斷シタル場合又ハ黴毒症
狀ナキモ血清反應陽性ナル場合ハ驅黴療法ヲ行
フコトヲ得ルコト此ノ場合基礎素劑ノ注射ハ特別
ノ事由ナキ限り一週一回ヲ標準トシテ之ヲ行フ

第四條 健康保険ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康
ノ保持増進上最も安當適切ナルモノタルコトヲ要シ
シ之ヲ爲スベシ

醫師トシテ治療ヲ要スト認メラル程度ノ傷病ニ對
シ之ヲ爲スベシ

第五條 保険醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテ

ハ懇切丁寧ヲ旨トシ療養上必要ナル事項ハ了解シ易

キ様説示スベシ

第六條 保険醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ

(一) 外用薬ハ普通一回五日分ヲ限度トシテ投
與スルコト

(二) 靜脈療養等特殊ノ事情ニ依リ必要アリト
認メラルルトキハ旅程其ノ他ノ事情ヲ考慮シ

一回十二日分ヲ限度トシテ投與スルコト

ハ投薬ハ必要ナル診察ヲ爲サズシテ濫ニ之ヲ反

復セザルコト

ニ 禁食、安静、運動其ノ他衛生上ノ注意ヲ爲ス

コトニ依リ治療ノ效果ヲ收メ得ルモノト認メラ
ル場合ハ之等ニ關スル指導ヲ爲シ濫ニ投薬ヲ
爲サザルコト

四 手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲ス
コト

ロ 處置又ハ繩帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

提出ナキトキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ
ハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養
證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セ
シムベシ

第九條 保険醫ハ被保險者ニ付結核性疾病ニ關シ六月

ヲ超エテ診療ヲ爲サントスルトキハ當該給付開始前

三月以上引續キ被保險者タリシコトヲ被保險者證ニ

依リ確メタル後之ヲ爲スペシ

第十條 保険醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保険醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔

金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第

八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ノ支拂ヲ受ケベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ

要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ニ對スル左

ノ保険給付ヲ爲スコトヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ

速ニ被保險者ヲシテ其ノ手續ヲ執ラシムルニ必要ナル

助力ヲ爲スベシ

第五章 診療報酬ノ請求

第十六條 保険醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請

求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ樣式第三號

ニ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテハ醫

視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

府縣醫師會ニ送付スベシ

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十四條 保険醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書
類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十五條 保険醫ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ハ意
見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リ
テハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事
業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事
由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證
明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ラ
ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭争、泥醉又ハ著シキ不行跡
ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診
療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲
ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療取扱手續

ニ依リテ治療ノ效果ヲ收ムルコト難ク且其ノ療法
ヲ最モ適切ナリト認メラル場合又ハ本療法ヲ併
用スル必要アル場合ニ之ヲ爲スコト

六 特殊療法、特殊薬等 特殊療法、特殊薬等ハ醫
學上一般ニ其ノ價值ヲ認メラレタルモノヲ使用ス

ルコト

第六章 診療取扱手續

第七條 保険醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療

ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル
診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者
證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明
書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受ク

ルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保険醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險
者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保
險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養
證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ

第十二條 保険醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ

他保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ
交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十三條 保険醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療
錄ヲ其ノ他ノ診療錄ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シムベシ

健康保險被保險者
被扶養者 診療錄

No.

樣式第一號(表面)

彙報

被保險者證 被保險者 ノ 氏名	記號 第 號	受 診 者	氏名				保 險 者	府 廳 縣 所 出 張 健 康 保 險 組 合		
			住 所							
			職 業	被保險 者トノ 續柄			事業所ノ 名稱			
			資格取得 大正 昭和 年 月 日	男 女	明治 大正 昭和	年 月 日	生	事業所ノ 所在地		
傷 病 名		業務	發 痘	初 診	開 始	終 了	轉 脣	診療日數	期間滿了豫定	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
既往症、主要症狀、經過等					處 方、手 術、處 置 等					

(裏面)

投藥、注射、處置其他診療之事實

備考
「初診」欄ニハ本診療録記載ノ保険醫ニ於テ初

昭和 年 月 分 健 康 保 险 診 療 报 酬 請 求 書

1

備考

一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考二ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シ

テ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載

スペシ

二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考三ニ準ズベシ

「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日

ヲ、診療ガ翌月ニ瓦ルトキハ「継越」ト

記載スベシ

四 「當月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様

式第一號備考四ニ準ズベシ

五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考三ニ準ズベシ

六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ル

ノ外左ニ依ルベシ

イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、

回數等ヲ記載スベシ

ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、目

數、回數等ヲ記載スベシ

ヲ用ヒテ記載スベシ

ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度(單

位、號數)、用量、回數ヲ記載スベシ

注射藥二種類以上混合シテ使用シタ

ル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點

(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注

射、限り濃度、用量ノ記載ヲ省略ス

ルコトヲ得尚「皮下注射」ハ「皮」、「筋

肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜

等下略字ヲ用ヒテ記載スベシ

ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處

置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ

スベシ

七 結核性疾患ニ關シ延長診療ヲ爲シタ

ル場合ハ「傷病名」欄ニ略號ヲ記載

スベシ

様式第三號

四四

昭和 年 月 分健康保險家族診療報酬請求書												
被保険者 識 號 / 号			所轄府縣(出張所)又ハ健康保險組合ノ名稱									
被保険者ノ氏名			被保険者ノ資格 被取 得 年 月 日			昭和 年 月 日						
事業所ノ名稱			事業所ノ所在地									
療養 受給 扶養者	姓 氏 名	生年月日	年 月 日	職業	被保険者トノ續柄	男女						
保 險 氏 名			報酬定額銀行又 ハ郵便局		所屬會	道府縣 醫師會						
傷 病 名	發 病	初 診	開 始	終 了	當 月 診 療 數	轉 歸	入 院	退 院	年 月	年 月	年 月	
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月	
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月	
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月	
種 別	療養ニ要スル費用			審査決定點數	備 考							
初 診	種 類	點 數										
住 診	里 回	同 家 屋										
藥 劑												
注 射												
處 置												
手 術												
入 院 日 數		日										
院 六 點 超 過												
計									被扶養者 負擔額	四四		
北海道廳總長官監事長	請求者 住所氏名											
警察局 府 縣 知事 事長												
何健 康 保 險 組 合												

備考

一 「初診欄」ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズ
ベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ
〔繼續〕ト記載スベシ

二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考二ニ準ズ
ベシ

三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌
月ニ至ルトキハ〔繰越〕ト記載スベシ

四 「當月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考
四ニ準ズベシ

五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考三ニ準ズ
ベシ

六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ル
ベシ

イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回数等ヲ記載
スベシ

ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回数等ヲ
尙「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」
等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ

八 「注射」欄ニ在リテハ薬名、濃度(単位、號數)、
用量、回数ヲ記載スベシ注射藥二種類以上混合シ
テ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點
(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注射ニ限り濃度、
用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得、尙「皮下注射」ハ
「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等
ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ

二 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術
名、回数等ヲ記載スベシ

ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添附スベシ

七 結核性疾患ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷

病名」欄ニ〔〕ノ略號ヲ記載スベシ

八 請求者ガ保険醫ナル場合ハ「保険醫ノ氏名」欄ノ記
載ハ省略スルコトヲ得

九 本様式ハ第二回以降ノ請求ノ場合ニ使用スルモノ
トシ第一回ノ請求ニ在リテハ事業主ノ發行スル家族
診療券又ハ保険醫ノ發行スル家族療養證明書ニ「保
險醫ノ氏名」欄以下ノ印刷アルヲ以テ之ニ該當事項
ヲ記載ノ上提出スベシ

第六條 保険醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ
シ
キ様説示スベシ

一、投薬

拔歯ノ際以外ノ注射ハ特ニ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲スコト

二、注射

投薬ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲スコト

三、手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲スコト

ト
ロ 处置又ハ綱帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

四、充填及鑲嵌

充填ハ齒冠回復又ハ保存ノ見込ナキ齒列ニ對シテ
ハ之ヲ爲サザルコトトシ鑲嵌ハ複雜窩洞ニ限りリ
ヲ行ヒ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指
定シタル銀合金ヲ使用スルコト

五、補綴

補綴ハ「コム」床義齒、合成樹脂床義齒、陶齒冠繼
續及白齒金屬冠トシ左ニ依ルコト

イ 補綴ハ齒牙ノ喪失又ハ齒冠ノ崩壊(充填ニ依
リ齒冠ノ回復ノ見込ナキ程度)ガ業務上ノ事由
ニ因ル場合及左ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ行フ
コト

(一) 三齒以上ノ場合

連續三齒以上、大臼齒三齒以上

(二) 四齒以上ノ場合

大臼齒及小白齒各二齒以上

(三) 五歯以上ノ場合

何レノ部分ヲ間ハズシテ合シテ五歯以上

口 智齒ノ補綴ハ之ヲ行ハザルコト

ハ 白歯金屬冠、陶歯冠繼續ハ治療ノ結果充填ニ

依リ歯冠回復ノ見込ナキモノニ限ルコト

ニ 鈎ハ一床二鈎ヲ原則トスルコト但シ智齒ニ鈎

ヲ要スル場合ハ成ルベク「ゴム」ヲ使用スルコト

ホ 白歯代用金屬歯ハ咬合低位ノ場合ニ限ルコト

ヘ 補綴ノ材料ハ左ノ標準ニ依ルコト

(一) 「ゴム」床義歯又ハ合成樹脂床義歯ニ於ケ

ル陶歯ハ「アロイピン」附程度以上ノモノヲ使

(二) 陶歯冠繼續ニ於テハ全陶歯冠ヲ使用スル

コト但シ咬合ノ關係上前装陶歯又ハ有釘陶歯

ヲ使用シ得ルコト

(三) 鈎ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ

經テ指定シタル代用合金ヲ使用スルコトシ

已ムヲ得ズ金鈎ヲ使用スル場合ハ金位十八

「カラツト」以上ノモノヲ使用スルコト

(四) 金冠ハ金位二十「カラツト」以上厚徑三十

番以上ノモノヲ使用スルコト

(五) 代用金屬冠ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル代用合金ニシテ其ノ

厚徑三十番以上ノモノヲ使用スルコト

(六) 合成樹脂床ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル合成樹脂ヲ使用スル

コト

六 特殊療法、特殊薬等

特殊療法、特殊薬等ノ使用ハ醫學上一般ニ其ノ價

七 左ノ診療ハ之ヲ爲サザルコト

イ 患歯ニ非ザル過剩歯、轉位歯ノ拔歯（著シキ

障害アルモノヲ除ク）

口 腫瘍歯治療後ノ固定裝置

八 歯列矯正

ハ 齒列矯正

第四章 診療取扱手續

第七條 保険醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療

ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル

診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者

證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明

書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受ク

ルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ受ク

保険醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險

業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證

明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭争、泥醉又ハ著シキ不行跡

ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診

療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲

ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第九條 保険醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保険醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔

金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第

八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ

要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 保険醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ他

保険給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交

付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スペシ

第十一條 保険醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療

錄ヲ其ノ他ノ診療錄ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十二條 保険醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書

類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スペシ

第十三條 保険醫ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ意

見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官（東京都ニ在リ

テハ警視總監）又ハ當該健康保險組合ニ通知スペシ

ハ 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事

業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事

由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證

明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭争、泥醉又ハ著シキ不行跡

ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診

療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲

ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十四條 保険醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請

求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號

ニ依リ診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣歯科醫師會ヲ經由シ地方長官（東京府ニ在リテ

ハ警視總監）又ハ當該健康保險組合ニ提出スペシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

府縣歯科醫師會ニ送付スペシ

條及第十七條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改ム

附 則

本訓令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條（内閣統計局長ニ關ズル部分ヲ除ク）及第二條ノ改正規定ハ昭和十九年家計調査ヨリ之ヲ適用ス

厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昭和十七年以来實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於て決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度健民運動實施要綱

一、趣旨

大東亜戦争を完遂し大東亜圏を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり。之が目的達成の爲には、我が民族が永遠に發展すべき民族にして而かも大東亜圏の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要あると共に、我が國人口の急激にして永續的な發展増殖とその資質の飛躍的向上とを圖ることにより戦力並に生產力の增强を企圖するの要切なるものあるを以て、茲に本運動を展開し聖戦目的の完遂の一助たらしめんとす。

四八

二、名稱

健民運動

三、期間

五月一日より五月十日に至る十日間を強調期間とし五月八日（大詔奉戴日）を以て最高潮に達する如く指導すること。尚之を契機として今後永續的運動たらしむること。

四、目標

皇國の使命達成は士風の昂揚を圖り、質實剛健なる生活體制を確立し、之を基底として皇國民族の量的及質的增强を期するを以て基本條件とするの認識を徹底せしめ、更に之を基本として國民的實踐に迄押し進めること。

五、實施要項

一、本運動の徹底を圖る爲特に

一、皇國民族精神の昂揚

一、戰爭生活の徹底

一、出生增加と結婚の獎勵

一、母子保健の徹底

一、國民心身の鍊成

一、結核及性病の豫防撲滅

に重點を置き地方の實情に即し時に應じ右の内適切なる事項を選擇し各其の實踐強調に勉め以て實效を收むこと。

六、實施方法

本運動實施に當りては左の諸點に留意すること。

(一) 本運動を一時的運動たらしめず、永續的運動

たらしむること。

(二) 健民施策と有機的關連を保ちつゝ着實なる實

踐效果を擧ぐるに努むること。

(三) 國民生活の實情と腕み合せ宣傳方法、內容等に細心の注意を拂ひ苟くも逆效果を生ぜしめざるやう努むること。

(四) 本運動を下より盛り上る國民運動として展開するため適切な實行計畫を樹つること。

(五) 官廳、學校、會社、工場、產業團體、鍊成團體、保健衛生團體、醫療團體、厚生團體、婦人團體等相互連絡を密にし其の協力の下に夫々適切なる實行計畫を樹て本運動の徹底を期すること。

(六) 部落會、町内會等に於ても夫々の實行計畫を樹立し國民全般に本運動を徹底せしむること。

(七) 大政翼賛會は關係機關及團體の連絡を圖り本運動の強力なる綜合的展開を推進すること。

(八) 官廳、學校、會社、工場その他各種團體に於ては本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日

皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する金旨の捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること。

(九) 従來實施し來れる各種の健康増進に關する運動、兒童愛護運動等保健衛生、國民厚生を目的とする運動は健民運動の一環として之を行ふこと。

(十) 前項に關し主要なる問題に付ては各地の實情に應じ本運動中に於て成るべく其の強調期日を豫め設定する等各種運動が競合に亘らざるやう特に留意すること。

健民運動具體的事例

一、皇國民族精神の昂揚

二、皇國民族精神の昂揚

固にすると共に個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底を圖ること。

一、戦争生活の徹底

國民をして皇國生活觀に徹底せしめ簡素剛健なる生活體制を確立し以て刻下の堅緊事たる戰力増強に積極的に寄與せしむるは大東亜戰爭完遂上緊要の事たるを以て左の事項の徹底を期すること。

一、皇國生活觀の確立

二、戦争衣生活の實行

三、戦争食生活の實行

四、簡素剛健明朗なる國民生活の徹底

五、出生增加と結婚の獎勵

國力の根源を爲す人口の增强は結婚と出生の増加に依るに鑑み男子二十五歳迄女子二十一歳迄の結婚

を奨励し一夫婦の出生數は五児以上に達することを目標とし左の事項の徹底を期す。

一、結婚報國思想の啓發

二、早期結婚及健全結婚獎勵

三、公共團體に於ける結婚相談施設の設置

四、會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置

五、結婚斡旋機關相互の聯絡

六、結婚行事の改善と結婚費用の徹底的輕減

一、母子保健の徹底

イ、母性の保護

二、母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳

二、勤労女性の健康相談及指導

三、姪婦に對する奉仕診療

四、母性の過勞防止及栄養増進

五、妊娠婦手帳の活用

ロ、乳幼兒の育成

一、育兒知識及愛育思想の普及宣傳

二、乳幼兒の健康相談及育兒指導

三、乳幼兒保育施設の擴充

四、母乳榮養の獎勵

五、乳幼兒の榮養確保

一、國民心身の練成

一、決戰態勢下に於ける心身鍊成の趣旨の周知徹底

二、生活鍛錬と戰意の昂揚

三、勤勞生活に於ける體育の實踐(徒步通勤、體操、武道、厚生遊戯等)

四、青少年の鍛錬實行(體力章検定種目、武道、行軍等)

五、全國武德祭及日本體操大會の實施

六、體力科學に對する關心の昂揚と實行態度の反省

一、結核及性病の豫防撲滅

二、集團檢診の徹底

イ、結核豫防知識の涵養

二、結核豫防知識の涵養

三、患者家族に對する結核豫防の徹底

四、會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置

五、結婚斡旋機關相互の聯絡

六、結婚行事の改善と結婚費用の徹底的輕減

一、性病撲滅知識の普及

二、血清検査の勵行(殊に結婚に際し)

健民對策ノ強化徹底ニ關スル件

(昭和十八年四月八日
各地方長官宛厚生次官通牒)

質實剛建なる國民生活を基調とし皇國民の飛躍的且

四、健民會の組織及實踐事項等に關しては部落會町内

永續的增强を企圖するは時局下堅緊の要務たるに鑑み

今般之が一方途として部落會、町内會に健民部等の機構を整備し以て所期の目的達成に努むことと相成候も更に各職域に於ても健民會等の組織を整備し相呼應して健民對策の強化徹底を圖る様致度尙之等健民實踐體の運營に關しては概ね左記要領に依り其の機能發揮に努むる様致度。

記

一、健民實踐體は強兵健民を自途とする政府の健民方策に呼應し質實剛健にして明朗なる生活態勢の確立に依る皇國民の心身一如的向上發展を自途とする自

主的國民實踐組織なるを以て之が指導に當りては地方の實情に即し之が適切なる自治的活動の促進に重點を置き其の本來の使命達成に遺憾なからしむる様指導上特に留意すること。

二、健民對策の強化徹底する爲の機構として地域的に健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては別途「部落會、町内會健民部の整備に關する件」内務次官並

に厚生次官依命通牒に基き之を整備すべきも、職域的には官公衙及常時五十人以上の勤務者を有する團體、會社、商店、工場、事業場等に於て之を單位

として健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

三、職域に於て健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては當該職域を單位として健民會を設けしむることとするも既に產業報國會の組織有る場合は產業報國會をして健民會の機能を營ましむる様指導すること。

會の健民部の組織及實踐事項等に準じて之を指導すること。

五、同一人が同時に健民部及健民會の組成員たる場合には例へば體力検査等は職域に於て行はしめ地域に於ては免除せしむる等實踐事項の性質に應じ適當分配し實踐の徹底を期すること。

六、健民實踐體に於ける實踐事項は各地方の實情に即し重點的に事業を實施せしめ苟くも着手したる事項に關しては實踐の徹底を圖るに努むること。

部落會、町内會健民部の整備に關する件

(昭和十八年四月八日
各地方長官宛内務厚生次官通牒)

七、健民實踐體毎に週、旬又は月を定めて實踐事項の申合せを行はしめ以て之が必行を期せしむること。

八、健民實踐體の實踐事項中自主的體力管理の實施に當りては左の諸點の實現に努むること 但し法令に依り實施するものあらば之を以て充つる様指導すること。

九、毎年一回健康診断を全員に行ふこと
口、學齡以上の者に對してはツベルクリン検査を行ひ陽性者以外一年二回之を行ふこと
ハ、検査の結果健康者に對しては不罹患心身の鍛錬に努めしめ弱者(例へば筋骨薄弱者、結核要注意者)に對しては適當なる保健指導を受けしめ病者に對しては療養の方途を講ぜしむること
ニ、身體に異常有る者は速に健康診断を受けしむること
ホ、妊娠の徵候有る者は速に妊娠婦手續規程に依り届出で診察を受けしむる他醫師又は助産婦に就き少くとも妊娠第五、六ヶ月頃及第八、九ヶ月頃の二回診察を受けしむること

査を受けしむること

ト、新たに會員と爲りたる者に對しては必ず健康診斷を受けしむること
チ、其の他必要と認むる體力向上に關する措置及疾病豫防の措置を行ふこと

十一、新たに會員と爲りたる者に對しては必ず健民對策に付識見と熱意とを有し、率先垂範其の實踐育成に專念し得る人物を得るに努むること。

前とすること。
部長及委員の選任に付ては健民對策に付識見と熱意とを有し、率先垂範其の實踐育成に專念し得る人物を得るに努むること。

三、健民部に於ては概ね左の事項を實踐すること。
イ、體力検査其の他健康診斷に關する事項
ロ、武道及體鍊、修鍊其の他體力向上に關する事項
ハ、結核其の他傳染病の豫防に關する事項
ニ、母子保健に關する事項

四、出生增加の獎勵及結婚の獎勵斡旋に關する事項
ホ、出生增加の獎勵及結婚の獎勵斡旋に關する事項
ヘ、營養の改善に關する事項
ト、環境衛生に關する事項
チ、其の他質實剛健なる國民生活の確立に關する事項

四、健民部の活動に當りては區域内の醫師、歯科醫師、薬劑師其の他健民對策の實踐指導上適當なる者をして率先之に當らしむるやう指導すること。

五、健民部の指導に當りては地方の實情に即し之が適切なる自治的活動の促進に重點を置き、形式的整備に流れざるやう留意すること。

六、從來の衛生組合にして地方の實情に應じ部落會、町内會に統合するを適當と認むるものは之を統合せしめ、其の行ふは事業部落會、町内會の健民部をして實施せしむるやう指導すること。

厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒

部長及委員は部落會員又は町内會員中より部落會長又は町内會長之を選任すること。

委員は部長を輔け成るべく保健衛生、結婚獎勵、母子保護、體力鍊成等必要なる事務を分任するを建

農繁期等に於ける季節保育所の昭和十八年度に於ける一層の普及を目的として厚生省人口局に於いては季

節保育所設置補助要綱を決定し、昭和十八年四月一日

各地方長官宛通牒を發するに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

季節保育所設置助成に關する件

(昭和十八年四月一日)
（地方長官宛厚生次官通牒）

農繁期等に於ける季節保育所は近時著しく普及しつつあるも特に其の必要を認めらるゝ満三歳未満の乳幼児を保育するもの僅少なるに鑑み決戦下勞力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に資せしむる爲別紙要綱に依り昭和十七年度と同様本年度に於ても之が設置助成を圖ることと相成昭和十八年度に於て貴道(府、縣)に對し之が助成に要する経費として金圓交付可相成見込に付来る四月末日迄に國庫補助申請相成度依命此段及通牒候也

追而本件實施に關しては道府縣等に於ても可成助成の方途を講じ施設の創設運營を遺憾ながらしむる様特に御配意相成度

尚昭和十六、十七の兩年度に於て設置助成を受けたる季節保育所は之を除外相成度

季節保育所設置補助要綱
〔別紙〕

季節保育所設置補助要綱

第一 満三歳未満の乳幼児を含む季節保育所にして左の各號に該當するものを設置せんとするときは豫算の範圍内に於て國庫補助金を交付すること

一 市町村の設置するものは地方長官に於て確實なりと認むる團體若は個人の設置するもの

二 満三歳未満の乳幼児一日平均十人以上を保育す

るもの

三 保育時間は土地の状況に依り眞に勞力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に實效を收め得べきものにして保育日數は特別の事情なき限り一回十日を下らざるもの

四 保育期間中成るべく一回以上醫師の健康診斷を行ふものとす

五 保育從事者中乳幼児の保育に經驗ある者一名以上を有するもの

六 創設後毎年引續き開設する見込あるもの

第二 國庫補助金は第一に掲ぐる季節保育所の創設費にして左に掲ぐる物品購入費又は建物設備費に付支出する道府縣の補助金に對し道府縣に之を交付すること但し別に國庫より補助金又は助成金の交付を受くべき場合は此の限に在らざること

一 毛布、枕、莫蘆、襁褓籠、嬰兒籠又は嬰兒用簡易寢臺等

二 哺乳瓶、乳首

三 黒板、飯臺、食器、洗面器、バケツ

四 乳幼児用遊具類

五 應急藥品

各道府縣内政部長宛厚生省人口局
母子課長通牒
（昭和十八年四月一日）

（昭和十八年四月一日）

拜啓 春暖之候感、御清穆之段奉賀候

陳者季節保育所設置助成に關する件本日別途次官通牒

相成候處助成金額及助成施設數に夫々制限有之而も當省としては之を以て季節保育所の施設數の可及的増加を希望致居候間其の選擇に當りては特に左記御留意のこと

上御高配相煩度候

記

一、從來季節保育所の設置せられたることなき部落に於て新に補助要綱第一に該當する季節保育所を設置せんとするものを第一順位として選定すること

二、前項に該當するものの希望數が助成豫定施設數に

一 季節保育所設置計畫書(別記様式)

二 本補助に關する道府縣豫算書

三 補助に關する規程又は要綱

四 道府縣第四の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは豫め承認を受くべきこと

第五 道府縣第四の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは豫め承認を受くべきこと

第六 國庫補助金の交付を受けたる道府縣は事業終了後直ちに事業成績書(別記季節保育所設置計畫書に準じ作成すること)を、年度終了後十日以内に收支決算書を夫々提出すること

第七 道府縣左の各號の一に該當する場合に於ては國庫補助を取消し又は既に交付したる國庫補助金の全部若は一部の返還を命ずることあるべきこと

一 本要綱に違反したるとき

二 國庫補助金交付の條件に違反したるとき

三 事業施行の方法不適當と認めたるとき

者に在りては一人年額二百圓以内、高等學校、専門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

第三 學資の補給を受ける者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を經由し地方長官に之を提出すること

一 學資補給願(別記第一號様式)

二 履歴書(別記第二號様式)

三 既に履修したる最近三年間に於ける學業成績及性行に關する證明書(別記第三號様式)

四 身體検査書

五 家族調書(別記第四號様式)

入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したときは直に別記第五號様式に依り地方長官に之を届出づること

第四 學資補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式に依る誓約書を地方長官に提出すること

第五 學資の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より二週間以内に其の旨地方長官に届出づること

一 學資の補給を受くる者又は其の父母若は之に代る者死亡、轉籍、改姓、其の他身分關係に異動あつたるとき

二 學資の補給を受くる者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき

三 學資の補給を受くる者轉校又は休學し若は停學、退學又は放校處分を受けたるとき

第六 學資の補給を受くる者所定の學校を卒業したる

ときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること

第七 學資の補給を受くる者已むを得ざる事由に依り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳

具し豫め地方長官の承認を受くること

第八 學資の補給を受くる者左記各號の一に該當するときは學資補給の停止、廢止若は補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと

一 學資の補給を受くる者成業の見込なきに至りたるとき

二 學資の補給を受くる者休學し又は轉校理由認められざるとき

三 學資の補給を受くる者停學、退學若は放校處分を受けたるとき

四 所定の届出を懈怠したるとき

五 虛偽若は不正の届出を爲したるとき

(別記)第一號様式

學資補給願
本籍
現住所
戸主 何某何男(女) 氏名 年月日生
職業 年月日 何學校卒業(何學年在學中)
年月日 何職業
賞罰
右之通相違無之候也

一、何々(就職シタルコトアルトキハ詳細具體的ニ之ヲ記載スルコト)

二、何々

賞罰

右之通相違無之候也

年月日

年月日

(別記)第三號様式

何々學校何學年ニ入學希望(在學中)ニ付テハ學資補給相受度別紙關係書類相添父(母)(兄)ト連署此段相願候

學業成績及性行ニ關スル證明書

(別記)第三號様式

年月日

氏名

昭和十八年度優良多子家庭の子女

の育英に關する件

(昭和十八年四月十三日)
地方長官宛正次官通牒)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上に於ても別記要綱(上掲)に依り之が學資を補給して優良多子家庭の經濟的援護の一方途と爲し國家有爲の人材の養成を圖ると共に多産完育の獎勵に資することと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に關し萬遠慮なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき義なるも右決定に當りては別記様式(省略)に依り五月末日迄に豫め之を當省に協議すること
二 补給額の當縣配當見込豫算額は金圓にして右は前項の協議終了後貴官に支出委任可致こと

昭和十八年度優良多子家庭の子女

の育英に關する件

(昭和十八年四月十三日)
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては特に左記各項御了知の上之が運用の適正を期せられ度

記

一 配當見込豫算額は繼續並に新に詮議すべき者に對

する補給年額なること

二 補給額豫定年額は豫算額並に出願者員數等に關係するものに在學する者に在りては一人平均年額百圓程度、專門學校及び之に準するもの以上に在學する者に在りては一人平均年額二百五十圓程度に於て考慮せられ度こと

三 補給額は學資補給の規定ある學校(師範學校、陸軍士官學校、同幼年學校、海軍兵學校、遞信講習所其の他之に類するものを含む)等に入、在學する者又は他の施設に依り學資の補給を受けつゝある者に付ては當該支給又は補給額が前項の標準額に満たざるとき其の差額の範圍内に於て之を決定せられ度こと

四 被補給者の成績は最近三學年間各三分の二以内なること

五 補給出願者の保護者の年收二千六百圓未滿なること

六 被補給者は一家庭一人を原則とし特別の事情ある場合と雖も一家庭二人に止められ度こと猶なるべく地理的分布に付ても配意せられ度こと

七 被補給者は前各項に依るの外なるべく實業學校其

農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定

皇國農村確立運動の中心施設たるべき標準農村設定の根本方針に關する農林大臣の諸間に答へ、農林省農村計畫委員會に於いては昭和十八年四月七日左の如き標準農村設定要綱を決定した。

標準農村設定方針

標的他之に準する技能關係の學修者を優先的に詮議し豫算の關係上現に補給を受くる學校の卒業を以て原則として一應補給打切の方針とせられ度こと並に被當見込豫算額は繼續並に新に詮議すべき者に對する補給額の他に標準農村に於ては農業立地の具體的條件に即し耕種、養畜養蠶、農產加工等を通じ適正なる農業經營の確立を圖り生産力を擴充すると共に適當なる自給部面を確保し保健衛生施設等の普及徹底と相俟ち農家生活を健全明朗ならしめ、農民をして農業に專念

第二號以下の書類添付を省略せしむるを得ること
九 前各項に依るの外本豫算額等の關係上補給豫定年額の査定若は被協議者的一部に對しての補給詮議相成ことあるべきこと

十 補給出願者申未だ入學確定せざるときは之が協議に當りては其の旨補給額調書に附記し置き其の入學確定したるとき直に之を報告せられ度こと

十一 學資補給の停止、廢止又は補給金の全部若は一部の返納を命じたるときは其の事由を具し報告せられ度こと

せしむるため各農家の農業經營及び部落、村全體を

通する農業組織に亘り自作農創設土地及び水利の改

良、各種共同施設、分村等諸般の事項につき當該地

方の實情に即し綜合計畫を樹立實行せしめ一方附近

農村をして右計畫樹立實行の實績を自村における建

設事業の参考となさしめ標準農村設定の擴大に伴ひ

順次當該地方における農村建設の進捗を圖らんとす

二、標準農村における建設の目標皇國農村確立の根本

は畢竟するところ國家の要請に照應する如く適正な

農業經營をなし、毅然として永く農業に精進する

農家の維持育成に存するものにして、標準農村にお

ける建設の目標は適正經營農家が當該村における農

業の中核となり全村體が隣保共助の精神により安

定且つ調和せる農村を確立するにあり、而して適正

經營農家は各地方の立地條件に即して定まるべきも

のなるが概ね左の如き要領によるものなりとす

(一) 專業自作經營なること

(二) 經營の基本を健全なる構成の家族勞力に置く

こと

(三) 農地の規模が當該地方の立地條件に即し適當

なること

(四) 原則として主要食糧の生産を根幹とし家畜飼

養を伴ふ經營なること

(五) 農業技術高度にして生産能率の大なること

(六) 適度の自給經濟により簡素なるも充實せる生

活をなし農に即せる固有の文化を培養し得る如き
餘裕あるものなること

(七) 國家要請に即應するを經營の根本理念とし農

業の國家的眞義に徹し農家として永續して農業に

專念すること

三、標準農村における建設計畫

標準農村においては右目標の達成を期し當該村の

實情に即し概ね左の事項を考慮し綜合的建設計畫を

樹立するものとす

(一) 部落構成における適正經營農家の目標戸數に

關する事項

(二) 自作農創設に關する事項

(三) 農地の交換分合及び小作關係の調整に關する

事項

(四) 土地及び水利の改良に關する事項

(五) 勞力調整に關する事項

(六) 共同施設の整備に關する事項

(七) 負債整理、貯蓄增强、厚生施設その他農村生

活の安定に關する事項

四、標準農村における計畫の樹立實行方法

農林省の農林水產業調查規則に依る
昭和十六年八月一日現在基本調查結果の發表(承前)

標準農村における計畫の樹立實行には農民の創意
要望を尊重し中堅農家の旺盛なる推進力を活用し飽
くまでも當該農民の熱意に基く自主的活動によるを
本旨とし計畫の樹立については當該村經濟更生委員
會、これに當るものとし、同委員會に建設計畫部を設
下の如くである。

農林省が農林水產業調查規則に基き昭和十六年八月
一日現在を以つて行つた基本調查結果の大要について
は既に本誌前號本欄に紹介せる如くであるが、更に右
調査的主要事項に關し全府縣別集計結果を掲ぐれば以

け部長には建設事業の實際上の中心人物をもつてこ
れにあて且つ村内各部落の代表的中堅農家を右部に
參加せしむる等村内の建設的意圖を結集し得る如く
適當なる措置を講ずることとし計畫の實行について
は關係機關協力してこれに當り建設計畫部の緊密な
連絡の下に圓滑なる遂行を圖るものとす

専業兼業別農業者数 (昭和十六年八月一日現在)

一、農業者

全北青岩宮秋山福井群堺千東神新富石福山長奈

道森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野

北海道森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野

同上ノ農業者割合(%)

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

業者

業者

業者

業者

業者

業者

業者

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

實數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

總數

割合

二
一

家

岐 靜 滋 三 大 兵 奈 和 鳥 岡 廣 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 兒

阜 岡 知 重 賀 分 崎 本 崎 取 岩 島 口 川 岸 知 岡 本 分 崎 岸 岩 島 領

一三〇、九六九	四一七、九二四	八二、四〇一	一三一、九五七	三二、一五五	一三一、一〇二
一六七、九三五	六六、三一四	一〇一、六一一	五九、八五四	三三、一五四	一三一、一〇二
一七八、一〇三	七九、八七七	九八、四六六	六一、六三〇	三三、九二九	一三一、一〇二
一一三、七六四	四五、六九一	七八、〇七三	四三、九二〇	三三、七三六	一三一、一〇二
一一三、七六四	六六、一五五	四八、九三三	一〇、二〇一	三三、一六〇	一三一、一〇二
七五、六七九	二八、八三一	四六、八四八	一〇、九五〇	一三、一〇三	一四、七六六
七六、二三六	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一八、九一四	一九、三一七
一七六、八五六	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一八、九一四	九、八二三
一七六、八五六	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
六一、九四一	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
七五、四三七	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
五五、三九一	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
九六、九四八	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一五三、九五九	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一七一、一六五	六五、九七一	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一〇六、九八〇	五一、八五〇	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一七一、一六五	六五、九七一	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
八一、九七五	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一三一、七九四	四一、七三一	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
七八、四〇一	三二、九一五	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一四〇、三九一	六五、一八〇	一九、六四一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
六四、五一九	二七、六二四	三二、九一五	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一〇六、六〇〇	四六、一九四	六七、五〇七	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一三六、五八八	六六、一九四	六〇、八八一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一一四、三〇七	四四、八一六	六九、四九一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
九一、〇六九	三五、三九八	六五、六七一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
三三七、四七七	一四、八三三	四四、六八一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
八七、一六五	五一、〇八四	一八、九六一	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一一一、三四一	一一一、六四四	七四、九六六	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一一一、三四一	一一一、三四一	三七、六七八	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一一一、三四一	一一一、三四一	七九、七六五	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六
一一一、三四一	一一一、三四一	七九、七六五	一九、一〇六	一九、一〇六	一九、一〇六

三、農家割合

四、準農家

地名	三、農家割合			四、準農家		
	總數		專業農家	總數		專業
	兼業農家	農家總數	第二種	第三種	兼業	業
全國	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
北海道	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
青森	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岩手	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
宮城	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
秋田	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
山形	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
茨城	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
栃木	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
群馬	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
埼玉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東京	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
神奈川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
千葉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
埼玉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
群馬	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
栃木	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
茨城	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福島	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
新潟	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
富山	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福井	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長野	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岐阜	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛知	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三重	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
滋賀	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
京都	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大阪	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
兵庫	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
奈良	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
和歌山	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鳥取	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
島根	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岡山	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
廣島	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
山口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
德島	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
香川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
愛媛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高知	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
福岡	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
佐賀	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長崎	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
熊本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
宮崎	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鹿兒島	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
沖繩	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考

一、農業者ハ農家及準農家ヲ謂ヒ、農家トハ世帯員中農業ヲ營ムモノアル世帯ヲ謂ヒ、準農家トハ組合、會社、學校、試驗場ニシテ農業ヲ營ミ其ノ生産物ヲ常ニ販賣ニ供スルモノヲ謂フ。

二、專業農家トハ農家及準農家中農業以外ノ業ニ從事スルモノナキ世帯ヲ謂フ。

三、兼業農家トハ農家ノ世帯員中農業以外ノ業ニ從事スル者アル世帯ヲ謂フ。

四、貢勞者タルモノトハ農業、林業、工業等ノ事業體ノ作業及雜役ニ從事スルモノ、其ノ他組合、團體、官廳等ノ雜役ニ從事スルモノ又ハ他人ノ家事等ニ負担ヲ得テ從事スルモノアル世帯ヲ謂フ。

以上ヲ業トスルヨコヲ謂フ。

五、職員タルモノトハ各種事業團、組合、團體、會社等ニ於テ事務又ハ技術ニ從事スルモノアル世帯ヲ謂フ。

自作小作別農家數 (昭和十六年八月一日現在)

一、農家總數

	總數 所有者ノ土地 耕作セザル	自作					農家數 土地ヲ耕 作セザル
		自作兼小作	自作	自作兼小作	自作	自作兼小作	
全國	1,500,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
北海道	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
青森	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
岩手	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
宮城	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
秋田	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
茨城	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
栃木	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
群馬	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
埼玉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
千葉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新潟	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
富山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
石川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福井	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
梨	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
長野	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岐阜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
靜岡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛知	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三重	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
滋賀	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
京都	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大阪	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
兵庫	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奈良	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
和歌	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鳥取	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
島根	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岡山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
廣島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
山口	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
德島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高知	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛媛	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鹿兒島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
沖繩	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

二、專業農家

	總數	自作	自作兼小作	自作	自作兼小作	自作	自作兼小作
全國	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北海道	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
青森	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岩手	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
宮城	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
秋田	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
茨城	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
栃木	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
群馬	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
埼玉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
千葉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新潟	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
富山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
石川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
福井	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
長野	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岐阜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
靜岡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛知	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三重	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
滋賀	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
京都	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大阪	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
兵庫	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奈良	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
和歌	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鳥取	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
島根	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
岡山	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
廣島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
山口	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
德島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香川	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高知	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
愛媛	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鹿兒島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
沖繩	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

農家數
土地ヲ耕
作セザル

七百九

北海道	青森	岩手	宮城	秋山	福島	秋田	福島	宮城	岩手	青森
奈良	滋賀	京都	大阪	奈良	福岡	長崎	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
兵庫	大阪	京都	奈良	和歌山	福岡	佐賀	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
京都	奈良	和歌山	大阪	兵庫	福岡	佐賀	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
奈良	和歌山	大阪	兵庫	京都	福岡	佐賀	大分	宮崎	鹿児島	沖縄

三、第一種兼業農家

卷之三

宮 岩 福 富 石 紅 新 神 神 暮 萤 千 埼 長 山 山 靜 愛 三 激 滋 京 大 兵 兵 禁 禁 和 烏

取山島城田城木馬玉葉京瀬川山瀬川井梨野阜岡知重賀都阪京都

一〇六、六五一
一〇一、七二八
一〇五、七一六
一五二、四四一
一八四、四六一
一一一、三四五
一九、五五三
一六五、〇一五
一六四、七八三
五三、六九〇
六九、九四〇
一〇五、一三七
七四、三四四
七五、七二八
六三、五五六
七九、三六八
二〇三、九九七
一三〇、九六九
一六七、九三五
一七八、二四三
一二三、七六四
八六、一五五
七五、六七九
七六、三三六
一七六、八五六
六一、九四一
七五、四三七
五五、三六一

八三五二四三三五三三0000000000000000

11月14日 星期一

一九八九年十一月二十一日

四、第一種兼業農家

岡島鳥和歌山奈良兵庫阪都賀重知岡山鴻井梨野川山葉木馬玉京東神奈川新千堺群栢茨山福長岐靜愛滋三京大阪富山石福山城形田城森手青宮秋岩山神奈川

五、第二種兼業農家

新富石福山長岐靜愛三滋奈兵大京岡和歌山島福佐長熊高愛香德山廣岡島爲鳥奈良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山鴻